多賀氏の系譜と動向

北

村

圭

弘

はじめに

多賀氏は近江国犬上郡に出自する。多賀荘を名字の地とする。鎌倉時の両多賀氏当主が交互に所司代をつとめるという威勢を示した。 の両多賀氏当主が交互に所司代をつとめるという威勢を示した。 鎌倉時の両の大とき、しばしば所司代をつとめる最有力の被官として成長を遂げていた。そして、この頃から犬上郡において豊後守を名乗る一族を遂げていた。そして、この頃から犬上郡において豊後守を名乗る一族を遂げていた。そして、この頃から犬上郡において豊後守を名乗る一族の一世後守家)と、浅井郡において出雲守を名乗る一族の一時期(岩宮氏)と除き、この両多賀氏当主が交互に所司代をつとめるという威勢を示した。 第倉時の両多賀氏当主が交互に所司代をつとめるという威勢を示した。

八月に至るまでの十四年間、近江北郡を中心とする地域情勢は一定の安事的勝利によって、文明四年(一四七二)九月から同十八年(一四八六)た。両多賀氏がそれぞれに持清の子や孫を京極氏当主として擁立し、近た。両多賀氏がそれぞれに持清の子や孫を京極氏当主として擁立し、近まった。そして、乱中の文明二年(一四七〇)八月に持清が没すると、まった。そして、乱中の文明二年(一四七〇)八月に持清が没すると、こうした情勢のもと、応仁元年(一四六七)に応仁・文明の乱がはじこうした情勢のもと、応仁元年(一四六七)に応仁・文明の乱がはじ

定をみせることとなった。

の歴史の表舞台から姿を消すことになった。ところが文明十八年、宗直が京極材宗と結んで高清に叛旗を翻し長享ところが文明十八年、宗直が京極材宗と結んで高清に叛旗を翻し長享ところが文明十八年、宗直が京極材宗と結んで高清に叛旗を翻し長享ところが文明十八年、宗直が京極材宗と結んで高清に叛旗を翻し長享

究を基礎づけている。和十六年(一九四一)刊『改訂近江国坂田郡志』は現在に至る多賀氏研和十六年(一九四一)刊『改訂近江国坂田郡志』は現在に至る多賀氏研進められてきた。とりわけ昭和二年(一九二七)刊『東浅井郡志』、昭町村史や自治会史等(三)のほか、多賀大社史(三)や家系研究(四)によって正方した多賀氏についての研究は戦前刊行の郡志(二)、戦後刊行の市

ものの、理由は不明ながら『東浅井郡志』『改訂近江国坂田郡志』を参照はいいての基礎研究が充分ではない状況において論考を進めるための暫定的な措置であったらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲の暫定的な措置であったらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲の暫定的な措置であったらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲の暫定的な措置であったらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲の暫定的な措置であったらしく、その対象は論述上おおむね必要な範囲の暫定的な措置であった。といる(注)、多賀氏のその動向を応仁・文明の乱の政治史に位置づけるなかで(五)、多賀氏の他方、二木謙一氏は、武家故実家として知られる高忠に焦点をあて、

照した形跡が認められないという難点がある。

たと考えるためである。の近江北郡ないし北近江(元)の政治史に、きわめて重要な役割を果たし多賀氏は京極氏の最有力被官として(八)、南北朝期から戦国期にかけていで豊後守家と出雲守家の歴代や本拠等の動向について明らかにする(元)の本稿では、上述の研究史をふまえ、まずは多賀氏の系譜について、つ

、多賀氏の系譜

裏付けがある。

東付けがある。

東付けがある。

大田亮氏は、近江の多賀氏について「数流、或いは数説ある」とし「近太田亮氏は、近江の多賀氏について「数流、或いは数説ある」とし「近太田亮氏は、近江の多賀氏について「数流、或いは数説ある」とし「近太田亮氏は、近江の多賀氏について「数流、或いは数説ある」とし「近

宇多源氏出自説

とあり(ナセ)、 べし」としつつ、「高忠佐々木の氏族にして中原氏の家を継ぎしものか」 木が弟といふによれば宇多源氏なるべきを、中原氏といふものうたがふ との見解を示している(+z)。また、『寛永諸家系図伝』中原姓多賀系図 田亮氏もこの記事に拠り、「蓋し京極家より入りて多賀氏を襲しものか」 豊後州源高忠、 極殿」(+五)に「又有源高忠文明二年甲寅使来朝、 「中世、佐々木弟豊後守高忠江州多賀を領す」「その子孫多賀と称す_ 宇多源氏出自説のうちの一説は高忠の出自にかかわる^(+四)。 『海東諸国紀』の 『寛政重修諸家譜』中原氏多賀系図は「高忠をもつて佐々 其使人云生観同母兄也」とみえることである。上述の太 「日本国紀 八道六十六州 畿内五州 書称所司代京極多賀 山城州 その根拠 京

として、両説を接続した(+八)。

多賀氏を相続したと考えているGEEO。 「東浅井郡志」はこの説をさらに深化させ、『今井軍記』高遠項GEO 多賀氏を相続したと考えているGEEO 多賀氏を相続したと考えているGEEO 多賀氏を相続したと考えているGEEO 「東浅井郡志」はこの説をさらに深化させ、『今井軍記』高遠項GEO ので討たれて「月瀬」(長浜市月ヶ瀬町)は多賀高長が近江 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。つまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。つまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。つまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。つまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。つまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。 のまり、応永 で国一揆を主導したため、持清がこれを討ったと考えた。 ので討たれて「月瀬御退治」は持清による多賀高長が近江 の討伐を示すと推測した。高忠はその後に「高長入道の一族を排斥し」 と連携して、多賀高長が近江 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反 の言い、表記に、一四五五)五月十二日に反

さきの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一うえで同時代史料に高忠の京極氏出自を裏付ける記事がみられない一方、いても、二木氏は隠岐守護代が朝鮮側を怒らせたように、外交を有利に家系図伝』等の系図類(mm) はもとより、『海東諸国紀』の当該記事につ家系図伝』等の系図類(mm) はもとより、『海東諸国紀』の当該記事につ家系図伝』等の系図類(mm) はもとより、『海東諸国紀』の当該記事につまがよりとする作為があるとして信憑性に疑問を呈している(mm) その記事を解釈したことを前提に、そのことに引き付けて『江北記』『今井軍記』ときの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭凉軒日録』文正元年(一方、できの多賀氏の中原氏出自説の根拠に加えて、『蔭涼軒日録』文正元年(一方、できの多質にあるというでは、「できの多質に対します。」

木氏の所見が穏当であろうと考えられる(三)、という、今のところ二の系譜を示すことから、高忠の京極氏出自説に強い疑念を示している。の系譜を示すことから、高忠の京極氏出自説に強い疑念を示している。四六六)閏二月七日条に「所司代多賀豊後守祖父兵庫頭」とあり、また四六六)

中原氏出自説

高忠軍書』と別称することである。 著作を『中原高忠軍陣聞書』と称し、 月付けの奥書に「中原豊後守高忠 鏑馬次第』(国立公文書館内閣文庫蔵本)の文明五年(一四七三)十一 として六首の和歌があること(ニセ)、二つは高忠の著作にかかる『類従流 長禄二年 (一四五八) 七月「十一日、 九日、 支持した(ミニド)。一つは正徹の『草根集』に康正元年 (一四五五) 十一月 「廿 二木氏は、 中原高忠家に初てまかりて、 次の如く高忠の事績を掲げ、 (花押)」とあること、三つは高忠の 一読ありしに」として五首、 中原高忠興行にて一続ありしに. 同 『就弓馬儀大概聞書』を『中原 近江多賀氏の中原氏出自説を および

氏は中原氏を称していたことがうかがえる。賀安芸守中原朝臣経長」とみえるので、少なくとも戦国期において多賀年、一五二一)十二月二二日付け多賀経長寄進状(大林寺文書)には「多再興奉加帳』に「多賀右兵衛尉中原経忠」とあり、永正十八年(大永元また、文明十一年(一四七九)三月日付けの勧進状を添えた『清水寺また、文明十一年(一四七九)三月日付けの勧進状を添えた『清水寺

知られていたことがうかがえる。 知られていたことがうかがえる。 が、十一月下旬付け記事には「吾先祖多賀豊後守中原朝臣高忠大人」と方)十一月下旬付け記事には「吾先祖多賀豊後守中原朝臣高忠大人」と丁に「多賀 中原高忠」、「多賀高忠画像問答」所収の安永五年(一七七原なり」とあり(三、元禄五年(一六九二)刊『花押藪』巻之四の三四年として、『寛永諸家系図伝』中原姓多賀系図の冒頭に「多賀本姓は中

多賀社神官兼御家人

保安三年(一一二二)三月二五日付け近江国司庁宣写には愛知 国愛智郡雉供御人等解にも「召次成行」が見え(平安遺文一六五三)、 三月八日付け日吉社交名注進には「日吉社并愛智新宮神事勤仕人」とし 世の孫成行が「号愛智郡大領、 は、 行」が見えている(平安遺文一九六二)。 国住愛智郡長野郷云々、或朱雀院御時云々」という(三九)。成行は実在の で「院召次匂当成行」が見えている(平安遺文一六五二)。また、 て「犬上郡川原御庄庄長清水庄下司秦吉則」「神崎住人僧良胤」と並ん 人物「中原成行」(平安遺文二三五〇)とみられ、長治三年(一一〇六) 多賀氏の本姓は中原氏であるとして、続群書類従本 近江の中原氏は崇峻天皇の皇子定世親王の子孫といい、 堀河院御宇、 近江国七郡郡司賜之、 『江州中原氏系図』 定世親王五 「郡司成 近江

信忠の長子信宗の三男真永が「多賀中九郎」「右衛門」を称している(三))。 までに鎌倉幕府御家人になったと推定する(川川)。 久保田収氏は、この中原氏流を称する多賀氏が多賀大社神官を代々継承 の次世代からはじまったとされ、信忠の次子信景が「多賀左近左衞門」、 住宅ス。然間号甲良某」という。 続之」といい、その次子仲平は「愛智住人也。 庄新宫氏知大夫経頼依無実子、男中原朝臣仲大夫季仲取婿、 し、やがて承久の乱 そして、同系図では、成行の孫にあたる季仲(ii〇)が (承久三年、一二二一)後、 多賀の名乗りは仲平の孫にあたる信忠 雖然入婿ニ成テ、 正元元年(一二五九) 「愛智郡 日吉下庄相 甲良庄 当日吉下

賀大社文書十四・十五)、「多賀左衞門大夫親貞(員)」(多賀大社文書十賀大社文書九・十一~十五・十七)、彼等が「多賀太郎左衞門尉基綱」(多江国多賀社神官兼御家人」として「基綱」「親貞」「盛永」等がみえ(多(一三〇四)から建武三年(一三三六)にかけての多賀大社文書には「近賀大社神官であり御家人であったことは確認できる。すなわち嘉元二年賀大社文書氏が中原氏流であったことの史実の当否はともかく、多賀氏が多

たことも判明するௌஸ。 (多賀大社文書十七)等と多賀を名乗っ四)、「多賀平三左衛門尉盛永」(多賀大社文書十七)等と多賀を名乗っ

尿極氏被官(内衆)

こでは両者の接続期にあたる道誉代を中心に概観しておく。木氏の関心から外れたためか、同氏自身もほとんど論及していない。こまでまったく論じられていないと批判した(三三)。しかし、このことは二南北朝期に京極氏被官として立ち現れる多賀氏との関係について、これ「木氏は、鎌倉時代末期に「多賀社神官兼御家人」であった多賀氏と、

すがえる。 まず、建武三年と推定される二月十一日付け後醍醐天皇編旨(多賀大社文書十七)によると、上述の「多賀平三左衛門尉盛永」は一族を率いて、 がはこれに応じなかったらしく、同年十月一日、足利直義は盛永の子(三元、 がきことを伝えている(多賀大社文書十八・十九)。また、建武四年(一 できことを伝えている(多賀大社文書十八・十九)。また、建武四年(一 三三七)と推定される六月二一日付け佐佐木道誉書状(多賀大社文書二 ○)において、道誉は高師直に宛て「当社神官と申候者、多賀、河瀬一 族候也、自始至于今致無貳軍忠候」と、多賀氏と河瀬氏の軍忠について 族候也、自始至于今致無貳軍忠候」と、多賀氏と河瀬氏の軍忠について 法進している(三六)。多賀氏は建武年間より京極氏の配下にあったことが きず、建武三年と推定される二月十一日付け後醍醐天皇編旨(多賀大 まず、建武三年と推定される二月十一日付け後醍醐天皇編旨(多賀大

して、道誉が尊氏方に転じると、多賀氏もまたこれに従ったらしく、尊観応二年八月十一日条所収正平六年八月二日付け後村上天皇倫旨)。そ尊氏父子と直義の追討を命じる綸旨を発出している(『観応二年日次記』を討つべく自ら軍勢を率いて近江に出陣し(『園太暦』観応二年(一定したことを示すとみられ、同年七月二八日、足利尊氏は「道誉以下とが知られる(多賀大社文書二三)。これは多賀氏が道誉と行動をともまた、正平六年(一三五一)六月五日、多賀盛永は南朝に味方したこまた、正平六年(一三五一)六月五日、多賀盛永は南朝に味方したこ

の忠実な配下であったことがうかがえる。巻第三十「直義追罰宣旨御使事」付鴨社鳴動事」)(三せ)。多賀氏は京極氏が率いた「当国勢三千余騎」中に「多賀将監」が見えている(『太平記』氏が直義を討つべく八月十八日に近江鏡宿に着陣したとき、道誉と秀綱

に対して施行している(多賀大社文書二一)。京極氏は多賀荘等の所領 賀荘はそれ以前から京極氏の所領であったことがうかがえる(三八)。 媒介として形成されたと考えられる。すなわち建武四年、道誉は将軍家 次第に多賀氏を被官化していったと考えられる。 所職の代官職の給恩、および幕府の遵行命令の施行などを梃子として、 令を道誉が受け、「多賀平三左衛門尉」 (盛永)と 「多賀太郎左衞門尉」 (三五 書十)、観応元年(一三五〇)には多賀社祭礼についての幕府の遵行命 誉に多賀荘地頭職を宛行っている(佐々木文書三六)。また、貞和三年 のために多賀社に多賀荘を寄進したことから(多賀大社文書二〇)、 (一三四七)、尊氏は多賀社地頭職を道誉舎兄の貞氏に宛行い て文和三年(一三五四)に尊氏は勲功の賞として多賀荘を道誉に宛行い (佐々木文書二四)、延文四年(一三五九)には義詮が勲功の賞として道 なお、京極氏と多賀氏のこうした関係は多賀荘等の所領所職の (佐々木文 知 行を

下河原 香川 配を支えたことを考慮すると(四〇)、 されることであり、京極氏については「京極殿内 力を支えた有力内衆であり、多賀氏はそのなかでも「御家子」とされる から義晴)に近侍した十五世紀後半代から十六世紀初頭頃に知り得た諸 中に「一、諸大名被官少々校名之事」があり、常興が代々の将軍 の被官六氏のいずれもが「京兆家-内衆体制」によって細川氏の分国支 大名の被官を書き上げる。この交名の特徴はすべて「○○殿内」と表記 室町幕府の幕臣大館尚氏 赤田 箕浦」と見え、たとえば細川氏については「細川殿内 内藤 薬師寺 (法諱は常興) の書札礼書『大館常興書札抄』 秋庭 長塩」とある。そして、細川氏のこ 京極氏の被官六氏についても同氏権 隠岐 多賀 若宮

隠岐氏(『江北記』(四一)に次ぐ位置にあったことがうかがえる。

豊後守家と出雲守家

した^{(四二)。} ・ があった。『近江坂田郡志』は「応仁の乱以後多賀氏は二党となり、る一族があった。『近江坂田郡志』は「応仁の乱以後多賀氏は二党となり、る一族があった。『近江坂田郡志』は「応仁の乱以後多賀氏は二党となり、といい、両者を「豊後守の系統」「出雲守の一派は西方(山名方)に属せし」といい、両者を「豊後守の系統」「出雲守の名乗る一族と出雲守を名乗る一族と出雲守を名乗

全体としておおむね現在に至るまでの通説となっている(四五)の中野に居館を構へたる者の如し」とした(四三)。『東浅井郡志』によるの中野に居館を構へたる者の如し」とした(四三)。『東浅井郡志』によるの中野に居館を構へたる者の如し」とした(四三)。『東浅井郡志』によるの中野に居館を構へたる者の如し」とした(四三)。『東浅井郡志』によるの後、『東浅井郡志』は多賀氏について「二家に分かれ、一を豊州その後、『東浅井郡志』は多賀氏について「二家に分かれ、一を豊州

また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以また、両多賀氏の分立時期については、いずれの研究も「応仁の乱以

た(四九)。次章以下において詳述する。引き継ぎ、その対象を室町期から戦国期にかけての時期に拡充して示し頃の両多賀氏の系譜の大略」を示した(四八)。図1はこの二木氏の研究をこうした両多賀氏の系図について、二木氏は「当時の記録から、高忠

二、豊後守家の歴代と本拠

(一) 歴代

(ア) 高信(兵庫助、秀林)

『薩凉軒日録』文正元年閏二月七日条に「所司代多賀豊後守祖父兵庫 『薩凉軒日録』文正元年閏二月七日条に「所司代多賀豊後守祖父兵庫 はこの高信に比定されている(五〇)。 『西本列に、京極高詮の子高数(「佐々木四郎左衛門尉高数」)の敷皮役、四番右列に、京極高詮の子高数(「佐々木四郎左衛門尉高数」)の敷皮役、四番右列に、京極高詮の子高数(「佐々木四郎左衛門尉高数」)の敷皮役、四番右列に、京極高詮の子高数(「佐々木四郎左衛門尉高数」)の敷皮役、四番右列に、京極高詮の子高数(「佐々木四郎左衛門尉高数」)の敷皮役、四番右列に、京極高詮の「兵庫」は当時侍所所司代であった高忠の祖父であるこ頭」とあり、「兵庫」はこの高信に比定されている(五〇)。

(イ) 高長・清秀 (六郎左衛門尉、豊後守、宗円)

ならば、実名といい受領名といい、高忠の父というにふさわしい。 生まれなので(後述)、「興元」の年号はともかく、高長が応永頃の人物物であり、高忠の父と考えられている(エニ)。高忠は応永三二年(一四二五)あり、それに「古豊後守高長〈法名宗円〉(エニ)自応永至興元」と呼ぶ人。『就弓馬儀大概聞書』に「寛正五季十一月日 豊後守高忠」の奥書が

時の両国造の小取次者、平田のちかき(五三)多賀安芸守親父多賀次郎左衛(一五二九)五月五日付け国造千家高勝旧記(千家古文書写・乙)に「其一方、出雲国の杵築大社と日御碕社との境目争論において、享禄二年

(ウ)高忠(新左衛門尉、豊後守、大源、大けん、宗本)

物である。

年は六一歳であった。 年は六一歳であった。 年は六一歳であった。 年は六一歳であった。 年は六一歳であった。 第本は応永三二年(一四二五)生まれであることがわかる。また、『春候処、何の年そと重而御たつねある間、巳年之由申」とある。これによば、一個である。 に「高忠年公方様直に御尋あり、四十六之由申 「公方様北少路殿へ御成時、高忠被召出、御さかつき被下時、進上申

月までである(『政覚大僧正記』文明十七年四月十五日条、『蔭凉軒日録』度目は材宗が頭人の時の文明十七年(一四八五)四月から文明十八年八正三年十月四日条、『斎藤親基日記』文正元年十二月十一日条ほか)、二の寛正三年(一四六二)十月から文正元年十二月まで(『碧山日録』寛生涯に二度にわたって侍所所司代をつとめた。最初は持清が頭人の時

政経)・材宗方にあった。 文明十七年四月十六日条)。文明二年の持清没後は一貫して政高(以下、

(エ) 清忠 (次郎左衛門尉、紀伊守、宗春 (宗椿)、寿峰

永代奉寄進也」としている(大徳寺文書一二三六)。 市場は上述のごとく、清秀の子であり、高忠の弟であった。そして、 清忠は上述のごとく、清秀の子であり、高忠の弟であった。そして、 清忠は上述のごとく、清秀の子であり、高忠の弟であった。そして、 清忠は上述のごとく、清秀の子であり、高忠の弟であった。そして、

清忠は、出雲の平田地域に最初に定着したとされる秀長(HE)の父であり、秀長の子とみられる経長(HE)は、は永正十八年(大永元年)十二月二二月付け寄進状で寿峰院に宛て寺領を寄進している(大林寺文書)。右の号付け寄進状で寿峰院に宛て寺領を寄進している(大林寺文書)。右の音は清忠は、出雲の平田地域に最初に定着したとされる秀長(HE)の父であた考えられる。

(オ) 某 (彦左衛門尉)

(カ) 某女

り、その息女が清直の妻であったと考えたほうがよいだろう。して「多賀豊後聟也」としているので、この豊後守は高長(清秀)であところが清直の没年は文明十一年、高忠は同十八年没であるから、両者ところが清直の没年は文明十一年、高忠は同十八年没であるから、両者ところが清直の没年は文明十一年、高忠は同十八年没であるから、両者とていむ」は清直であるが、これまで出雲守家歴代(タ〜テ)の事績「江北記」に「とくけむ出雲事也、多賀豊後聟也」とある(史料2)。

(キ) 経家(与一、一、新左衛門尉、豊後、豊後入道、雲翁、宗悦カ)

ョリ令生涯〈生涯者十一人、腹切者三人〉」とある(KO)。そして、永正有門尉を名乗ったとみられるから、高忠の嫡男であったと考えられる。ので、大明十八年の高忠の没後、与一経家は豊後守家当主として新左の「大明十八年の高忠の没後、与一経家は豊後守家当主として新左明応四・五年(一四九五・一四九六)条には「多賀新左衛門」が頻出す明が、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉が頻出すり、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉あり、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉あり、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉あり、長享二年(一四八八)八月三日付け来田文書に「多賀新左衛門尉出する」と

「多賀豊後入道」は経家と見てよいだろう。
まで(一四九二~一五二〇)の史料に登場する「多賀豊後〈新左衛門〉」
まで(一四九二~一五二〇)の史料に登場する「多賀豊後〈新左衛門〉」
七年(一五二〇)と推定される四月六日付け細川高国書状案(片岡文書 書符案所収文書三)に「多賀豊後入道」とある。次代の貞隆は、永正十 書符案所収文書三)に「多賀豊後入道」とある。次代の貞隆は、永正十

高忠の例より類推すると、道号法諱は雲翁宗悦であろう。 ところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「天文廿四年九月廿日奉鋳之異」という多賀大社梵鐘銘のところで、「大社である」という多賀大社梵鐘銘の

(ク)経忠(与次カ、新兵衛門尉、右兵衛尉、伊豆守カ)

応九年 ては、「多賀新兵衛門尉」「経忠」がこれを政経に取り次いでいる これは近江での出来事であり、 が目立つ(日御碕神社文書一〇〇四・小野家文書八七七・一〇〇五)。 経忠書状の包紙表上書・日御碕神社文書九六五)であり、出雲での活動 るとみられる。経忠は「多賀新兵衛門尉 賀右兵衛尉中原経忠」とある。そして、『今井軍記』明応五年(一四九六) 六月条^(☆二)に「多賀新左衛門尉経忠に一陣仕り桃原に在陣す」とあるが、 文明十一年三月日付けの勧進状を添えた『清水寺再興奉加帳』に 〈庚申〉 九月廿三日、 御経島沖蓬莱出現ス」という出 「新左衛門尉」経家の事績との混乱があ 経忠」(七月二一日付け多賀 来事におい (日御

碕神社文書九六〇~九六三)。

している(佐々木文書二二二)。 経久と「多賀伊豆守」に預け置き、孫の吉童子にたしかに渡すよう依頼五〇八)十月二一日、京極政経(宗済)は「譲状并代々証文等」を尼子には、多賀「与次異于他懸目、不断召使事候」とある。また、永正五年(一ところで、十一月七日付け京極政高(政経)書状(佐々木文書二〇一)

偏諱を与えられたと考えられる。称、受領名であった可能性がある。なお、経忠の実名は、京極政経からそして、与次や伊豆守の重用ぶりを考え合わせると、これらは経忠の通与次はその名から類推すると、与一経家の弟であった可能性がある。

(ケ)貞隆(長童子、豊後守、巧寂、宗忠カ)

道号法諱は巧寂宗忠であろう。『龍宝山大徳寺誌』にみえる「孫某、法名巧寂忠公」は貞隆と考えられる。由は、この事件後に誕生したからであろう。貞隆は高忠の孫にあたるので、由は、この事件後に誕生したからであろう。貞隆は高忠の孫にあたるので、由は、この事件後に誕生したからであろう。貞隆は高忠の孫にあたるので、立お、『東寺過去帳』永正四年に「多賀豊後〈新左衛門〉子已上十四人」なお、『東寺過去帳』永正四年に「多賀豊後〈新左衛門〉子已上十四人」

(コ) 貞能 (新左衛門尉)

下正十一年(一五八三)の賤ヶ岳合戦において「多新(多賀新左衛門天正十一年(一五八三)の賤ヶ岳合戦において「多新(多賀新左衛門尉病死了ト云々」とあり、九州攻めの陣中におり」は秀吉に属し(秀吉文書一二八七~一二九二・一三○二~一三○九)や四国攻めでも活躍したことが知られる(秀吉文書一四八四・一五一九)。や四国攻めでも活躍したことが知られる(秀吉文書一四八四・一五一九)の小尉)」は秀吉に属し(秀吉文書一二八七~一二九二・一三○二~一三○九)を四国文めでも活躍したとみられる。

(後冬) ま(単正宝香門人首) にみえる「多賀新左衛門尉」は貞能、それ以降は常則を指す可能性もある。氏に伝わる『多賀系伝』では貞能の次代が常則である(宍ウ)。 史料1以前本多賀氏の祖常則(伊予守、法諱洞悦)と同一人物とされるが(宍ウ)、同本多賀氏の祖常則(伊予守、法諱洞悦)と同一人物とされるが(宍ウ)、同本多賀氏の祖常則(伊予守、法諱洞悦)と同一人物とされるが(宍ウ)、同本のでは、「単正宝香門人首)

(参考) 某(弾正左衛門入道)

とから、豊後守家にかかわる人物であった可能性がある。 (出雲大社文書五八九)と同一人物とされる(to)。「左衛門」を名乗るこ岡家文書五八五)が見える。同年閏十月九日付け玄紹打渡状の「玄紹」明徳三年十月八日付け隠岐守某施行状に「多賀弾正左衛門入道」(平

(参考) 某(伊勢入道、性存)

ら、性存は豊後守家にかかわる人物であった可能性がある。豊後守家に明確に所司代であったことがわかる人物は他にいないことか合文書二函/三一、て函/十四/五、て函/十四/十)。応永年間頃の渡状にみえる多賀伊勢入道性存は、京極高光の所司代であった(東寺百応永十年(一四○三)十月二一日付け室町幕府侍所所司代沙弥性存打

(参考) 某 (民部丞)

とある。豊後守家とのかかわりは不明だが、しばらくここに記しおく。上述の康正二年『将軍義政公大将御拝賀記』に「廿二番多賀民部丞」

(参考) 忠親 (遠江守)

家にかかわる人物であった可能性がある。四三)にみえる「多賀遠江守忠親」は犬上郡とのかかわりから、豊後守四三)にみえる「多賀遠江守忠親」は犬上郡とのかかわりから、豊後守長享二年四月日付けの犬上郡「清水庄春成銭」送状(大徳寺文書一二

(参考) 某 (又五)

ある。高忠に近い人物と考えられる。『蔭凉軒日録』文正元年八月一日条に「所司代豊後守多賀又五来」と

(参考)某(又六)

に「多賀又六方遁世候て」とあり、又六はこのころ出家したらしい。屋形」)との関係がうかがえる。上述の『下用帳』明応五年三月六日条する(半一)。経家に近い人物らしく、政経(「京極殿」)や六角高頼(「御『金剛輪寺下倉米銭下用帳』の明応四・五年条に「多賀又六」が頻出

(参考)某(与九郎左衛門)

に近い人物であろう。区に「多賀豊後守」貞隆に次いで「多賀与九郎左衛門」が見える。貞隆区に「多賀豊後守」貞隆に次いで「多賀与九郎左衛門」が見える。貞隆「天文廿四年九月廿日奉鋳之畢」という上述の多賀大社梵鐘銘の第二

(二) 本拠

A下之郷城

町下之郷の下之郷城跡と見てよいであろう。 じん 下郷 多賀豊後守殿」とみえるから、豊後守家居館跡は甲良に「七斗 下郷 多賀豊後守殿」とみえるから、豊後守家居館跡は甲良のうちの下郷にあったとされる(平立)。 文正二年(一四六七)七月二日付のうちの下郷にあったとされる(平立)。 文正二年(一四六七)七月二日付のうちの下郷にあったとされる(平立)。 文正二年(一四六七)七月二日付のうちの下郷にあったとされる(平立)。 文正二年(一四六七)七月二日付のうちの下之郷城跡と見てよいであろう。

下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ下之郷城跡(図3)は小字「城(殿城)」「堀之内」「堀端」付近とさ

文明十七年八月二六日条)。あった高忠の小所司代をつとめた「吉田」があげられる(『東寺執行日記』あった高忠の小所司代をつとめた「吉田」があげられる(『東寺執行日記』なお、豊後守家の被官としては上述の二階堂に加えて、侍所所司代で

B勝楽寺城とC八尾城

える伝承は首肯できる(ペニ)。 『島記録』の「覚へ」に「豊州城、古ハヤツヲ又セウラクジナドにも『島記録』の「覚へ」に「豊州城、古ハヤツヲ」は明応二年(一本る伝承は首肯できる(ペニ)。「セウラクジ」は道誉以来の京極氏のありしよし申伝候」とある(ペニ)。「セウラクジ」は道誉以来の京極氏のありしよし申伝候」とある(ペニ)。「セウラクジ」は道誉以来の京極氏のありしよし申伝候」とある(ペニ)。

多賀貞能隠居分(石灰荘・一円荘と甲良荘)

ことにより、豊後守家の本拠が浮かび上がると考えられる(図2)。 大上郡内でも八尾城および勝楽寺城付近が豊後守家の拠点であったことにより、豊後守家の本拠が浮かび上がると考えられる(図2)。 大上郡内でも八尾城および勝楽寺城付近が豊後守家の拠点であったとさ、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、同日付で当時豊後守家当主であった多賀貞能の隠居分を定めていして、同日付で当時豊後守家当主であった多賀貞能の隠居分を定めている。それによると貞能隠居分は個別的な諸権利(権益)の寄せ集めである。それによると貞能隠居分は個別的な諸権利(権益)の寄せ集めである。それによるとき、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、こうしたがって、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、こうしたがって、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、こうしたがって、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、こうしたがって、これらが豊後守家相伝の本領に由来する可能性を指して、元十年の出雲守家の拠点であったことにより、豊後守家の本拠が浮かび上がると考えられる(図2)。

範囲と考えられる^(<三)。⑦「上郷地頭職」、⑧「上郷市村分」にみえる「上から類推すると、上郷は上之郷川の潅漑域である甲良町長寺地先を含む地名は存在しないが、尼子川の潅漑域が甲良町尼子地先を含む範囲(尼地名は存在しないが、尼子川の潅漑域が甲良町尼子地先を含む範囲(尼から類推すると、上郷は上之郷川の潅漑域が甲良町尼子地先を含む範囲(尼すなわち、①「上郷下郷段銭雑事銭」にみえる①a「下郷」は、上述すなわち、①「上郷下郷段銭雑事銭」にみえる①a「下郷」は、上述

郷」とあわせて長寺地先を含む範囲に比定できるだろう。

②「富尾段銭」、④「富尾字治米」にみえる「富尾」は多賀町富之尾のたと考えておきたい。

⑥「八尾米」の「八尾」は八尾城と同じく多賀町藤瀬に比定できる。 ⑥「八尾米」の「八尾」は八尾城と同じく多賀町藤瀬に比定できる。 ⑥「八尾米」の「八尾」は八尾城と同じく多賀町藤瀬に比定できる。

①「八重練沽却銭」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。 ②「金蓮坊分」の金蓮坊は時宗四条派本山金蓮寺に比定できる。森幸 の「八重練沽却銭」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。森幸 の「八重練沽却銭」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。 の「八重練沽却銭」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。 の「八重練活却銭」の「八重練」は多賀町八重練地先に比定できる。

たから(八六)、 「北安孫子之内兵衛大夫分」の「北安孫子」の遺称地は愛荘町安孫 ただし、当地は明治六年(一八七三)以前は南安孫子村であっ 「北安孫子」はこれより北側にあたると考えられる。

なお、⑤「霊松庵并大陽寺領」についてはわからない。

尾城と勝楽寺城はその分布の中心である甲良荘の近傍に位置する。 の多賀豊後守家の本領を一定度反映していると考えられる。そして、八 佐々木文書二、多賀大社文書二○)、貞能御隠居分は京極氏被官として 京極氏の所領であるから(佐々木文書九・十・二四・三六・六一・伊予 ⑥⑭はその近傍にあたる。これらの三荘園は多賀荘とともに道誉以来の は石灰荘・一円荘内 (⑩~⑫)、南側は甲良荘内 (①~④、⑦~⑨、 良荘の境界に位置し、「両庄兼行之寺」と記されるから、敏満寺の北側 同寺庄地頭代申詞記 南北両側の二箇所に集中する。元徳二年(一三三〇)頃の敏満寺僧 こうして検討してみると、貞能隠居分の分布は多賀大社および敏満寺 (胡宮神社文書一)によると、敏満寺は石灰荘と甲 <u>(13)</u>

多賀出雲守家の歴代と本拠

(夕) 高直 (四郎右衛門、 出雲入道

にあたる人物とは明らかに別人とした(ティセ)。 そして、このことは次の史 雲入道について仮名、実名ともに不明だが、花押形状から本稿三(一)(チ) 出雲入道は持清の最初の侍所所司の在職中(嘉吉元年~文安四年・一四 四年(一四四七)までその徴証がある(『建内記』文安四年二月十九日条)。 四四三)三月二四日条に「所司代 『建内記』嘉吉元年十一月二四日付け京極持清下知状の奥書に「表書 一~一四四七)に所司代をつとめたと考えられる。今谷明氏はこの出 多賀出雲入道殿」「則付所司代〈多賀事也〉」、 多 [賀出] 雲入道〉」とあり、 『建内記』嘉吉三年(一

料によって確かめられる。

師

雲入道は、後に(チ)出雲入道を名乗る左近将監の父である。 真蓮亭上、被懸御目侍所佐々木中務少輔持清、 具頸之事、山名兵部少輔捕進之事、 時当方侍所なり。多賀出雲入道所司代職相抱時、出雲入道子左近将監に 後ニ出雲入道ニ成也」とある。したがって、嘉吉元年にみえる所司代出 令指南懸御目也」とあり(ドペ)、『伊勢貞助記』に「赤松左京太夫入道性 頭、 慶雲院殿様御実検のときハ、 、『中原高忠軍陣聞書』 伊勢守殿宿所西向にて御実検有、 に「去嘉吉元年赤松大膳太夫満祐法 九月廿一日也」として「於伊勢入道 所司代子多賀左近将監

られるなかでは最もふるい出雲守家当主と考えられる。ついては、 であること、浅井郡田川流域の権益にかかわることから、高直は現在知 たると考えられる(八九)。 年代から推定すると、この多賀四郎右衛門高直こそ上述の出雲入道にあ 生島文書三五)。仮名が「四郎右衛門」であること、実名の下一字が 「錦織東郷地頭職」の給人として「多賀四郎右衛門高直」がみえている (竹 方、応永三四年七月二二日付け室町将軍家御教書によると、 直

(チ)某(四郎右衛門尉、新右衛門、新衛門、左近将監、出雲守、 こかく、昌宗) 出雲入道、

人として見えている(醍醐寺文書六○六・一一四七)。 の活躍は、幕府から持清に宛てられた遵行命令の施行にあたっての奉行 入道)の子であり、後に出雲入道を名乗る人物である。 『軍陣聞書』嘉吉元年条にみえる左近将監は(タ)高直 左近将監として (出雲

には、奉行人の一人に「多賀新左衛門尉」が見えるとともに、宛所は所 して、 とあり、康正三年一月二九日付け五方算用状の康正二年四月二八日条(教 王護国寺文書一五七五)に 一方、『基恒日記』康正元年九月八日条に「所司代多賀四郎右衛門尉 康正二年八月十七日付け近江守護奉行人連署奉書 「所司代新衛門方〈就散所事〉」とある。 (山科家古文書)

司代とみられる「多賀出雲入道殿」である。

『江北記』によれば、「大成」(宗直)の祖父は「こかく」である(史料2)。六〇)十一月二一日付け東寺雑掌宛書状に「多賀出雲 昌宗」とある。『尊経閣古文書纂』実相院東寺宝菩提院文書一所収、長禄四年(一四

(ツ) 某

(将監)

監」を継承したと考えられる。新右衛門か弟将監腹切之間」とある。出雲守となった兄の官途「左近将新右衛門か弟将監腹切之間」とある。出雲守となった兄の官途「左近将『大乗院寺社雑事記』寛正三年九月二一日条「去十五日所司代多賀之

(テ)清直(四郎右衛門尉、出雲守、出雲入道、とくけん、とくけむ)

であった(史料2)。『雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条に「今月十であった(史料2)。『雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条に「今月十四、日代の文明五年十月十日、足利義政は政経に「多賀四郎右衛門尉清直自然雖有申子細、不可許容也」と命じるなど(佐々木文書一七三)がみえる(竹生島文書六一・六二)。『山科家礼記』文明三年(一四七一)がみえる(竹生島文書六一・六二)。『山科家礼記』文明三年(一四七一)がみえる(竹生島文書六一・六二)。『山科家礼記』文明三年(一四七一)がみえる(竹生島年行事中宛てに浅井郡「馬渡御料所之内竹生島領之文明二年に竹生島年行事中宛てに浅井郡「馬渡御料所之内竹生島領之文明二年に竹生島年行事中宛てに浅井郡「馬渡御料所之内竹生島領之文明二年に竹生島年行事中宛てに浅井郡「馬渡御料所之内竹生島領之

(ト) 某(慶蔵主)

とある。慶蔵主は高清の雑掌であり、清直の弟である。『親元日記』文明十年十月二五日条に「彼雑掌〈多賀四右弟慶蔵主〉」

(ナ) 高信 (越中守)

ら、清直と近い関係にあった出雲守家の有力者であろう。
「多賀四郎右衛門代同名越中守高信」「多賀四郎右衛門代同名越中守高信」「多賀四郎右衛門代同名越中守高信」「多賀四郎右衛門代名越中守」「多門尉清直」)が西軍に与したことを許された際、清直の名代として高信門尉清直」)が西軍に与したことを許された際、清直の名代として高信

(二) 宗直 (兵衛四郎、大成)

宗直の実名は材宗の偏諱を受けたとみられる。『雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子剛雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明雅久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記』文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記」文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記」文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記」文明十一年八月二一日条の上述の記事につづいて「子明祖久宿禰記」文明十一年八月二一日条の上述の記事につばいて「子明祖久宿禰記」文明十二年八月二十日条の上述の記事につばいて「子明祖久宿禰記」文明十二年八月二十日条の上述の記事にはいて「子明祖久宿禰記」

(ヌ) 又三郎

て「国友兵庫助屋敷へ陣取」り、高清に攻められた「元五)。『江北記』に「大成」の「弟の又三郎」とある。長享元年、宗直に従っ

(ネ)勝直(四郎右衛門尉、正雲)

大永八年(一五二八)六月八日付け多賀政忠書状(史料3)には「竹生右衛門にて八月十三日内保合戦にて討死也」とある(史料2)。また、『江北記』に「大成兵衛四郎」の「其次正雲四郎右衛門事、其頃四郎

とある。勝直は宗直の子であり、政忠の親である。島神領並諸役免除之事、親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之儀候也

正しければ、「昌運」は「正雲」でなく勝直でもない。
正しければ、「昌運」は「正雲」でなく勝直でもない。
また、宗直は長享元年に自害し、勝直は享禄元年(大永八年)に比定がと見て、勝直に比定するが (元七)、「八月十三日内保合戦」(『幻雲文稿』浅見東陽宗春甲冑肖像賛) (元立)
される「八月十三日内保合戦」(『幻雲文稿』浅見東陽宗春甲冑肖像賛) (元立)
される「八月十三日内保合戦」(『幻雲文稿』浅見東陽宗春甲冑肖像賛) (元立)
される「八月十三日内保合戦」(『幻雲文稿』浅見東陽宗春甲冑肖像賛) (元立)
される「八月十三日内保合戦」(『幻雲文稿』
に比定

(ノ)政忠

る。多賀出雲守家の裁定の論理が一定存在したことがうかがえる。忠は勝直の子であり、政忠は裁定にあたって先例(根拠)を継承してい役免除之事、親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之儀候也」とある。政大永八年六月八日付け多賀政忠書状(史料3)には「竹生島神領並諸

(ハ)政勝・秀種・秀家(源千代、源介、鴎庵)

る (九八)。 であったと考えられる。子孫は加賀藩士として存続した。 主堀秀政とともに連署した史料1の政勝の立場は、 出雲守を受領していること(天正十六年四月十三日付け口宣案、 原秀家、 源千代政勝」がみえる。政勝は堀秀政の弟秀種 吉氏所蔵文書)から、秀種は出雲守家を継承したとみられる。佐和山城 に、 「多賀新左衛門尉殿_ 天正十年八月二一日付け堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状(史料1) 三田村、 しかしながら、「多賀源介」は天正十二年に出雲守家所縁の尊 鴎庵)と同一人物といい、貞能(豊後守家)を継承したとされ 田根庄を宛行われていること (史料6)、「中原秀家」] に宛て「貞能御隠居分之事」を定めた「多賀 (堀源介、多賀源介、 出雲守家当主として 多賀道 中 は

(参考) 直能 (掃部助)、直信 (蔵人)、直頼 (兵衛次郎)

とあり、同地の多賀左近館跡に拠ったとされる(101)。 を関いるの浅井郡野村(長浜市野村町)に「住佐々木京極随兵 多賀左近」直頼」(元元) は、出雲守家の庶子家一族と見られる。『江州佐々木南北諸士直頼」(元元) は、出雲守家の庶子家一族と見られる。『江州佐々木南北諸士で書)、成菩提院寄進過去帳の永正十六年(一五一九) 二月一日条の「多賀兵衛次郎文明十二年三月二九日付け寄進状にみえる「多賀掃部助直能」(多賀文明十二年三月二九日付け寄進状にみえる「多賀掃部助直能」(多賀

(参考) 某 (三郎右衛門)、公清 (三郎右衛門)

多賀三郎右衛門家との関係はわからない。 多賀三郎右衛門家との関係はわからない。 多賀三郎右衛門家との関係はわからない。 多賀三郎右衛門家と見られる。京極政 多賀三郎右衛門家と同じく出雲守家の庶子家一族と見られる。京極政 多賀三郎右衛門家と同関係はわからない。

(二) 本拠

流域との関係は深い。 市月ヶ瀬町)、 にこれらの京極氏権益の経営にかかわっていたと考えられる。 井荘(菅浦文書七七一)があった。多賀出雲守家は浅井郡尊勝寺を拠点 A尊勝寺 (長浜市尊勝寺町)、 (佐々木文書十七)や、 出雲守家の本拠は浅井郡の田川流域にあったと考えられる(図4)(1011)。 D 錦織 田川の上流には、 (長浜市錦織町) 文和二年(一三五三)に京極高秀が違乱した浅 B中野 (長浜市中野町)、 がそれであり、 京極氏が地頭職にあった田根荘 C月ヶ瀬 出雲守家と田川 (長浜

A尊勝寺

地は北陸と東海とを結ぶ北国往還、小谷と南近江・畿内とを結ぶ小谷道、尊勝寺は後に戦国大名化した浅井氏の小谷城下町の一角にあたる。当

布陣したことも(六角氏文書二四八)、それゆえのことであった。(一五二五)の六角定頼による浅井氏攻めにおいて、六角氏が尊勝寺にあった。近江北郡を支配するうえでの地政学上の要衝であり、大永五年それに琵琶湖上交通につながる田川の舟運という、水陸交通の結節点に

かかわっていた可能性は高いと考えられる。 電正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清 寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清 寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清 寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清 寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状・置文によると、清忠が「清

帯は現在も土塁や堀跡が明確に観察できる巨大な城館跡であり、 方堀今ニ堀ノ割有リ」の註記がある 護屋敷」、その道向かいは「国司祈願所」「尊勝寺屋敷」「ドテ今少残」「三 われていることから見ても(史料6)、尊勝寺と出雲守家との関係は深い。 ば、 退違乱族、沙汰居庄家、可被全所務、 元年八月二一日、幕府は「浅井庄尊勝寺領家分等事、 義尚が近江へ出陣(長享の乱・第一次六角征伐)する直前にあたる長享 (史料5)。この奉書の宛先の「多賀新左衛門尉」経家は当時の豊後守家 また、上述の宗直が高清に反乱して敗れて自害した直後、そして将軍 ところで、 『平埜庄郷記』よると、 出雲守家を継承した「多賀源介」が尊勝寺、三田村、 「集落の西側の称名寺を含む一帯は、 材宗と結んだ宗直とも通じていたとみられる。さらに言え 尊勝寺村在住の岡本山人の編著にかかる寛政五年(一七九 尊勝寺の称名寺の寺地東側に「往昔国司守 (図5)(̄○エハ)。 尊勝寺集落の西側一 更不可有遲怠之由」を命じている 南北三町東西四町に及ぶ性 代官入部云々、 田根庄を宛行 小島道 早

形成された「蔵入地支配の拠点」と考えた(1○△)。の色彩を色濃く残」しつつ、豊臣期に「一定度の軍事的期待を持って」複合体の可能性など」とし(1○セ)、藤岡英礼氏は「中世的な環濠屋敷群格のよくわからない巨大な城館趾」(1○△)、また「複数の在地領主居館の

雲守家の拠点と推定できるだろう。橋丹波住」と伝承化したことを考慮すると、当該地は高清を推戴した出と認識されていた。それが寛政五年には「往昔国司守護屋敷」「中古大料7)によると、その実は尊勝寺の称名寺の寺地東側は「多賀古屋敷」しかしながら、天正十年と推定される七月朔日付けト真斎信貞書状(史

B中野・C月ヶ瀬

戦って敗れ、月ヶ瀬に逃れて自害している(『江北記』)(〇九)。際の軍事拠点であった。長享元年四月、宗直は中野を陣所として高清と月ヶ瀬と中野は、宗直が文明十八年から材宗と結んで高清に反乱した

D錦織

方地頭職」は昌宗(こかく)が知行していた(宮司公文抄所収文書三)。ていた(竹生島文書三五)。また、康正元年頃、錦織東西郷の「錦織北錦織は、高直が応永二八年(一四二一)まで錦織東郷地頭職を知行し

(三) 配下

宗直の軍勢

する三木氏の一族であろう。 犬上郡古沢(彦根市古沢町) 原市飯・長沢)、富永氏は坂田郡富永荘 国友氏は坂田郡国友 田村氏は浅井郡三田 以上の諸 氏のうち、 (長浜市国友町)、 (長浜市三田町)、 赤尾氏は伊香郡赤尾 が本拠とみられる。三木氏は飛騨国で活躍 若宮氏は坂田郡飯村・長沢 堀氏は浅井郡田 (米原市上多良ほか)、古沢氏は (長浜市木之本町赤尾)、 川流域 (後述)、 米 \equiv

大橋氏

域を活動拠点としていたことが知られる(図4)。 大橋氏は宗直の軍勢にはみえないが、多賀出雲守家と同時期に田川流

②伊部郷と③中野郷を押妨している(沙々貴神社文書二)。

②伊部郷と③中野郷を押妨している(沙々貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永享十一年(一四三九)四月二五日付け『八幡宮塔供貴神社文書二)、永

日条)。 部慈光庵の押領が問題となっている(『蔭涼軒日録』長禄三年九月二九 長禄三年(一四五九)、大橋左京介による建仁寺広灯庵末寺の江州⑥宮 敷注文次第不同に「大橋殿 丁□」とある。「丁□」は④丁野とみられる。 『八幡宮奉加帳』勧進猿楽出銭の永享七年(一四三五)七月日付け桟

蔵坊実証は「開山末弟大橋妙蔵坊」であった(惣持寺文書四四)。て、惣持寺に「福永庄之内字高町」の一反を寄進した。③中野に住む妙明応十年(一五○一)三月二三日、中野妙蔵坊実証は開山忌にあたっ

には⑧「新井大橋殿」が見える。くだって天文五年(一五三六)、大橋文明二年五月十六日付け⑦難波午頭天王寄進帳 (難波八坂神社文書四)

る(難波八坂神社文書四)(二一四)。文書三)、天文二〇年(一五五一)にも「新井」「大橋修理」が見えてい家久は難波午頭天王に「字宮里北」の田地一段を寄進し(難波八坂神社

5)(「la)。また、地元では田川を「大橋川」と呼ぶ(「lo)。を「多賀古屋敷」とし、あわせて「中古大橋但馬守住」と註記する(図なお、①尊勝寺について、上述の『平埜庄郷記』は称名寺の寺地東側

伊部)、 状によると、大橋三郎左衛門尉は箕浦河原合戦において戦功をあげた三 られる。享禄四年(一五三一)に比定される四月十二日付け浅井亮政書 域を中心として、多賀出雲守家と同時期に活発に活動していたことが知 ⑧新居(長浜市新居町)、 係にあったことがうかがわれる。 の子孫であろうことを考慮しても、 又三郎は、文明十八年に材宗に従った三田村又四郎 田村又四郎宛て感状の使者となっている 瀬(長浜市月ヶ瀬町)、⑥宮部 以上、 ③中野(長浜市中野町)、④丁野 大橋氏は①尊勝寺 ⑨下八木 (長浜市下八木町) といった田 (長浜市尊勝寺町)、②伊部 (長浜市宮部町)、 大橋氏は多賀出雲守家と浅からぬ関 (阿波三田村文書七)。三田村 (長浜市小谷丁野町)、 ⑦難波 (長浜市難波町)、 (阿波三田村文書一) (長浜市 ⑤ 月 ケ 湖北町 川流

堀氏

堀氏が弓削・稲葉(長浜市弓削町・稲葉町)に住したことがうかがわれる。 雲が錦織東西郷の「錦織北方地頭職」 伊部郷を押妨している(沙々貴神社文書二)。また、康正元年に多賀出 月十日付け堀忠清売地券に 地頭職」であった(宮司公文抄所収文書三)。さらには永享十一年十二 書によると、堀弥次郎は大橋月瀬入道とともに大覚寺領田河荘中 係もうかがわれる。 みえないが、はやくから浅井郡田川流域に進出し、 堀氏は本来、 坂田郡天野川流域を本拠とする。堀氏も宗直の軍勢には すなわち、 「弓削稲場堀忠清」とあり 応永十五年十二月七日付け室町幕府御教 一であったとき、堀氏は 上述の大橋氏との関 (黄梅院文書一)、 「錦織南方

きまり

大可能性がある。大力には、<

おわりに

明年間において出雲守家が豊後守家を凌ぎ、 勢力圏(北近江)にあったとしても、京極氏の軍事指揮権が及ぶ分郡 性があったことが指摘できる。すなわち犬上郡は京極氏の影響力が及ぶ うち立て得た背景には、浅井郡には犬上郡にはない政治的・経済的優位 究は立ち遅れてきた。そこで、本稿ではまず多賀氏の系譜について、 と考えられる。それにもかかわらず、 更新 (創出) かけて、近江北郡および北近江の政治史において、きわめて重要な役割 ては地理的中心に位置するのである。 上郡にあり、 いで豊後守家と出雲守家の歴代や本拠等の動向について明らかにした。 を果たした。 ここでは、その内容をいちいち繰り返さないが、豊後守家の本拠が犬 多賀氏は京極氏の最有力被官 には含まれない。浅井郡はその両者に含まれ、 とりわけ、文明年間における多賀出雲守家の政治的地位の 出雲守家のそれが浅井郡にあったことを確認するとき、 は、後の浅井氏に至る地域権力の先駆け (内衆)として、南北朝期から戦国期に 高忠の事績を除けば、多賀氏の研 京極高清を推戴して権力を とりわけ後者につい (胎動) であった 文 つ

は、浅井郡の田川流域を拠点としたことにあったと考えられる。 での重要な拠点であった(『信長公記』)(二八)。 文明年間において出雲守家が高清を推戴し、十四年間にわって権力をうち立て得た背景の一つにでの重要な拠点であった(『信長公記』)(二八)。 文明年間において出雲守家が高清を推戴し、十四年間にわって権力をうち立て得た背景の一つにっての重要な拠点であった(『信長公記』)(二八)。 文明年間において出雲守家が高清を推戴し、十四年間にわって権力をうち立て得た背景の一つにった。 文明年間において出雲守家が高清を推戴し、十四年間にわって権力をうち立て得た背景の一つにった。 文明年間において出雲守家が本拠とした浅井郡田川流域は水陸交として、特筆すべきは出雲守家が本拠とした浅井郡田川流域は水陸交

、きたむら よしひろ 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

文化財活用推進・新文化館開設準備室参事

兼滋賀県立琵琶湖文化館参事

賜りました。記して深甚の謝意を表します。本稿の執筆にあたり、隣席の井上優さんより、多くの有益なご教示を

謝辞

註

- (二) 『久徳史』多賀町久徳区、一九六八年、八~九・十五~十七頁。『甲良町史』近江国坂田郡志』第二巻、坂田郡教育会、一九四一年、二七七~二九三頁浅井郡志』卷一、東浅井郡教育会、一九二七年、七二三~七二四頁。『改訂「近江坂田郡志」中巻、坂田郡役所、一九一三年、三三九~三四六頁。『東
- 之郷の歴史編纂委員会、二〇〇一年、八五~九三頁。本田洋『企画展 明の下之郷』私家版、一九八九年、三七~五三頁。『下之郷の歴史』甲良町下多賀町、一九九一年、三〇七・三一一~三一八頁。川並稔男『古代・中世界 の下之郷』多賀町久徳区、一九六八年、八~九・十五~十七頁。『甲良町史』上巻、「人徳史」多賀町久徳区、一九六八年、八~九・十五~十七頁。『甲良町史』

智光秀と戦国の多賀』多賀町立博物館、二〇二〇年

- 賀大社」『神道史研究』第十八巻第五・六号、神道史学会、一九七〇年(三) 『多賀神社史』多賀神社、一九三三年、二三~二六頁。久保田収「中世の多
- 四 二年、 彦 歴研「一族叢書」ブックレット、 察』私家版、一九八七年。多賀高朗『多賀家物語-わが家系千四百年の旅-』 史学会、一九七八年、二一~三四頁。 『古代の芹川、 四八~五八・六〇~六四頁 「豊臣期武将の軌跡-多賀秀種の場合」『北陸史学』 犬上川扇状地開発と多賀信仰』サンライズ出版、二〇一 総合出版社 小菅一彦 「歴研」、二〇〇五年。 『近江の多賀氏に関する考 第二七号、 小菅一 北陸

八

九

- (六) たとえば二木謙一『中世武家儀礼の研究』二五七~二九七頁の註(十二)(十三)。三章 古写家多質語思』として再金 オ希では同書を参照 専用した

に限って扱うこととする。多賀氏がいたが、ここでは京極氏被官の近江の多賀氏(豊後守家、出雲守家)多賀氏がいたが、ここでは京極氏被官の近江の多賀氏(豊後守家、出雲守家)また、京極氏の守護職補任に伴い、飛騨国や出雲国、隠岐国に進出した

出雲入道 ついて」『山陰史談』第三〇号、山陰歴史研究会、二〇〇二年、三一~五四頁)。 論攷』ぎょうせい、一九八七年、 氏の定着がみられるという(藤岡大拙「掛合多賀氏について」『島根地方史 根県出雲市平田町)や多禰郷地域 飛騨については 出雲においては文明年間(一四六九~一四八七)頃から平田地域 (清直)が守護代として見えるものの、多賀氏が飛騨に定着した 『山科家礼記』 一五四~一六〇頁。 文明三年 (島根県雲南市三刀屋・掛合町) (一四七一) 山崎誠「出雲多賀氏に 十月三日条に多賀 島

明確な徴証は見当たらない。隠岐の状況についてはよくわからない

賀町)を名字の地とする可能性がある。
この平姓多賀氏は六角氏の有力な被官であり、蒲生郡多賀(近江八幡市多賀康貞(「敷皮役多賀五郎左衛門尉平康貞」)が見える(『相国寺供養記』)。後陣の三番左列に、六角満高(「佐々木備中守源満高」)の敷皮役として多後陣の三番左列に、六角満高(「佐々木備中守源満高」)の敷皮役として多

北郡は京極氏の軍事指揮権が及ぶ分郡をいう。南北朝期には伊香郡・浅井郡 月一日条に「江州北方事、 犬上郡が含まれていた。そして、 済院・朝倉以下合力云々」とあるように、戦国期においても八尾城がある 第三一号、 郡となった(北村圭弘「南北朝期・室町期における京極氏権力の形成」『紀要 坂田郡・犬上郡の四郡であったが、室町期・戦国期には犬上郡が除外されニ 出雲においても、尼子氏と並ぶ最有力の被官であったことがうかがわれる。 もある)にたしかに渡すよう依頼している を尼子経久と「多賀伊豆守」に預け置き、 永正五年(一五〇八)十月二一日、京極政経(宗済)は「譲状并代々証文等 ハ大膳大夫引退、在八尾城、自細川可合力云々、中務少輔打入北近江、 北近江については 公益財団法人滋賀県文化財保護協会、二〇一八年、四七~六四頁) 『大乗院寺社雑事記』 京極沙汰之同前云々」とあるように、 『満済准后日記』永享六年(一四三四)十 明応二年十月二二日条に「江州 孫の吉童子 (佐々木文書二二二)。 (材宗の子の可能性 京極氏の 持

三二五三頁)
三二五三頁)

影響力が強く及ぶ勢力圏を北方と呼ぶことがあった。

(十一) 『多賀神社史』二三~二四·五九~六二頁

 $\widehat{+}$

- (十二) 『多賀町史』上巻、三一一頁
- (十三) 『近江坂田郡志』中巻、四九三~四九四頁
- ある(『多賀神社史』二五頁)。(十四) 宇多源氏佐々木氏の一族という坂田氏高の次男を多賀氏の祖とする系図も
- (十五)『海東諸国紀』一二九~一三〇・三三二~三三三頁
- (十六) 『姓氏家系大辞典』第三巻、三二五一頁
- (十七)『寛永諸家系図伝』第十四、二〇七頁
- (十八) 『新訂寛政重修諸家譜』 第十一、一七四頁
- (二〇)『近江坂田郡志』中巻、四九八頁(十九)『群書類従』第二一輯、七八~七九頁
- 二一)『改訂史籍集覧』第一三冊、一一五頁
- (二二)『東浅井郡志』巻一、六三六~六三七頁
- 徳四年(一七一四)に再製された『多賀系伝』」(七頁)と考えられる。九~四○頁)したとあるから、この「古系図」は旗本多賀氏に伝わった「正の祖父高延氏は「日韓併合前後の数年を韓国統監府、朝鮮総督府に勤務」(三系図」(四九七~四九八頁)を示す。『多賀家物語』によると、著者高朗氏(二三)『近江坂田郡志』中巻は「現に朝鮮の李王職ある多賀高延氏の家に伝ふる古
- 足るものではない」としている(『中世武家儀礼の研究』二八六頁の註(十八))。 書称山陰路隠岐州守護代佐佐木尹左近将監源栄熙、其使人言生観同母弟也、 留不還、乃以対馬島特選例接待、其使言、於礼曹曰、生観兄弟只栄熙一人 耳、高忠乃生観族親之為麾下者也、栄熙時居隠岐州」とある(一二九~一三〇・ 耳、高忠乃生観族親之為麾下者也、栄熙時居隠岐州」とある(一二九~一三〇・ 工、高忠乃生観族親之為麾下者也、栄熙時居隠岐州」とある(一二九~一三〇・ 工、高忠乃生観族親之為麾下者也、栄熙時居隠岐州」とある(一二九~一三〇・
- 二四八頁)。(二五)高忠を高数弟とする説は根強い(『多賀町史』上巻、三一七頁。『甲良町史
- (二六) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八六頁の註 (十九) (二〇)

- (二七)『草根集』八○八・八四八頁、九二-○一~九二-○五、一○-四五九~一
- (二八) 『寛永諸家系図伝』 第十四、二〇七頁
- 国司賜之」とある。(二九)『続群書類従』第七輯上、三八・四四頁。三九頁に「朱雀院御宇、江州七郡
- (三〇) 『続群書類従』第七輯上、四四頁では秀仲ともいう。秀は季の誤字であろう。
- (三一)『続群書類従』第七輯上、四四・四六・四八・五○頁
- 「資盛」という官途名や実名から、その可能性は高いだろう。
 、会御家人〉与、当社神官刑部丞□家、掃部允資盛〈号御家人〉相論條々事」とある。久保田氏はこの家盛と資盛を多賀氏と考えている。「左衞門尉家盛条義時書状(多賀大社文書一)に「近江国多賀社郡坐[衆]、左衞門尉家盛三二)久保田収「中世の多賀大社」五八~六四頁。正元元年十一月十七日付け北
- (三三) 久保田氏と二木氏は、文永六年(一二六九)十月七日付け両六波羅探題連(三三) 久保田氏と二木氏は、文永六年(一二六九)十月七日付け両六波羅探題連という官途名から、その可能性は高いと考えられる。
- (三四) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』二六○頁
- (三六)多賀大社文書二○にみえる「多賀平内左衛門尉家貞」は南朝方であった可大社文書二○にみえる「多賀平内左衛門尉家貞」と同一人物の可能性がある。(三五)多賀大社文書十八にみえる「多賀平三左衛門入道子息平 []」は、多賀
- (三七) 『太平記』巻三、一五五頁

能性がある。

- (三八)多賀大社文書十六によると、多賀荘半分が五辻宮から多賀社に寄進されて
- (三九) 「多賀太郎左衞門尉」は、多賀大社文書十五にみえる「多賀長基」の可能性

がある。

(四〇)古野貢『中世後期細川氏の権力構造』吉川弘文館、二〇〇八年

(四一)『群書類従』第二一輯、七五・八〇頁

(四二)『近江坂田郡志』中巻、四九三~四九五・五〇〇~五〇一頁

四三)『東浅井郡志』巻一、七二四頁

(四四)『改訂近江国坂田郡志』第二巻、三四五頁

(四五)『甲良町史』(二五〇頁)は「雲州家」「豊州家」、『多賀町史』上巻(三一七頁)

は「雲州系」「豊州系」と呼ぶ。

(四六)二木謙一『中世武家儀礼の研究』二六一頁

(一三六三)七月十日までとし、勧修寺文書に奉行人の一人として多賀将監(四七)今谷明氏は、京極高秀の侍所所司の在職期間を延文二年九月から貞治二年

護 付所司代・守護代・郡代 補任沿革考証稿」『守護領国支配機構の研究』へ直が見出せるとする(今谷明「第一章 増訂室町幕府侍所頭人並山城守

十一月十九日付け多賀久直打渡状案(勧修寺文書)にみえる久直がそれで、法政大学出版局、一九八六年、二〇・二五頁の註(八))。延文五年(一三六〇)

中にみえる「多賀将監」(『太平記』巻三、一五五頁)は、活躍年代から見て、正平六年八月十八日、道誉と秀綱が近江鏡宿に率いた「当国勢三千余騎この実名は「直」を通字とする出雲守家との関係を推測させる。そして、

家の官途(本稿三(一)(チ)(ツ))でもあるので、この久直こそ今のとこ久直と同一人物であろうと考えられる。「左近将監」「将監」は多賀出雲守

係を示す史料は見あたらないが、久直の活躍時期に近い文和元年(一三五二)、ろ知られる最もふるい出雲守家当主の可能性がある。 久直と浅井郡との関

賀出雲守家は浅井郡田川の流域を本拠とし(後述)、田根荘が田川の上流に道誉は足利義詮から田根荘地頭職を宛行われている(佐々木文書十七)。多

営への関与があったと考えられる。

位置することを考慮すると、多賀氏の浅井郡進出の背景には田根荘等の経

(四八)二木謙一『中世武家儀礼の研究』二八三~二八四頁の註

(十三)

(四九) 続群書類従本『江州中原氏系図』では「多賀左近左衞門」(仲平の孫にあた(四九) 続群書類従本『江州中原氏系図』では「多賀左近左衞門」(中平の孫にあたると考えられる。

(五〇) 『改訂近江国坂田郡志』 巻二、三四一頁

(五一) 〈 〉内は割注。以下、同じ。

(五二) 『近江坂田郡志』中巻、四九六頁

木謙一『中世武家儀礼の研究』二八四頁の註(十三)の(ロ))。 (五四)『群書類従』第二一輯、七八頁。大源は「だいげん」と読むとみられる(二の都市・平田」『郷土史ひらた』第二号、平田郷土研究会、一九九一年、五頁)。 中世

(五五)山崎誠「出雲多賀氏について」三五頁。なお、藤岡大拙氏は応永九年(一 田多賀氏の祖とする(藤岡大拙『島根地方史論攷』一五六頁)。また、井上田多賀氏の祖とする(藤岡大拙『島根地方史論攷』一五六頁)。また、井上のも、十五世紀前半代に遡上する平田多賀氏について一定の事実を伝えてつも、十五世紀前半代に遡上する平田多賀氏について」三五頁。なお、藤岡大拙氏は応永九年(一

(五六) 山崎誠「出雲多賀氏について」三五~三六頁

二三六)の「寿峰」に宗椿と注記する。大徳寺文書之三は、文明九年二月九日付け多賀秀長寄進状(大徳寺文書一(五七)井上寛司「中世の都市・平田」五頁。なお、『大日本古文書』家分け第十七、

(五八) 『改訂近江国坂田郡志』 第二巻、三四五頁

応四・五年(十四・十八~二二・二四・二六~二八頁)(五九)『金剛輪寺下倉米銭下用帳』長享元・二年条(四~六・八~十頁)および明

- 収集とその総合的研究』高橋敏子(東京大学史料編纂所)、二〇〇五年、一〇四年度研究成果報告書概要『東寺における寺院統括組織に関する史料の(六〇)馬田綾子「中世東寺の過去帳について」(科学研究費助成事業報告書 二〇
- 勧進本願職の研究』清文堂出版、二○一○年、六○~六五頁)(六一)祐川恵理「近江国多賀社本願の成立と展開」(豊島修・木場明志『寺社造営

〇一頁、

№八七五・八七六

- (六二) 『改訂史籍集覧』第一三冊、一一七頁
- 六三)『金剛輪寺下倉米銭下用帳』六二・八二・八八頁
- (六四) 馬田綾子「中世東寺の過去帳について」一〇一頁、M八七六
- 三七五頁(六五)『信長公記』一一八・一三三・一五一・一五五・三三八・三六二・三六四・
- (六六) 『信長公記』四〇〇頁
- 談を書き留めた『老人雑話』には「多賀信濃守」と見える(四六四頁)。(六七)『川角太閤記』山崎合戦之事、七九頁。江村宗具(永禄八~寛文四年)の雑
- (六八)谷口克広『織田信長家臣人名辞典』吉川弘文館、一九九五年、二五二頁
- (六九) 多賀高朗『多賀家物語』十七頁
- (七〇) 山崎誠「出雲多賀氏について」三二頁
- 七一)『金剛輪寺下倉米銭下用帳』十二・十五~十七・二三・二四頁。
- 儀礼の研究』二六一頁)、官居城については詳細不明。(七二) 二木氏は、豊後守家の拠点を犬上郡官居城とするが(二木謙一『中世武家
- (七三) 『淡海木間攫』第一分冊、五一頁
- (七四) 『彦根市史』上冊、二七〇頁
- (七五) 『滋賀県中世城郭分布調査』五、滋賀県教育委員会、一九八七年、六二頁
- 彦根市、二〇〇七年、五九五頁。『甲良町史』二五〇頁〜七三頁。彦根市史編集委員会『彦根市史』第一巻通史編・古代・中世、(七六)宮島敬一『近江浅井氏』人物叢書新装版、吉川弘文館、二〇〇八年、七二
- (七七) 山田昌功「下之郷城」 『滋賀県中世城郭分布調査』 五、三四・一五八頁

- 調査』五、六二頁)根市史』上冊、二七〇頁)。『江州佐々木南北諸士帳』(『滋賀県中世城郭分布根市史』上冊、二七〇頁)。『江州佐々木南北諸士帳』(『滋賀県中世城郭分布(七八)『淡海木間攫』第一分冊、五一頁。『大洞弁天本地堂当国之古城主名札』(『彦
- (七九)川並稔男『古代・中世の下之郷』二〇頁
- 良左衛門太郎」「始号二階堂」と註記される。(八○)『続群書類従』第七輯上、五一頁。信景の兄弟の信宗の曾孫である信継に「甲(○)の「続群書類従」第七輯上、五一頁。信景の兄弟の信宗の曾孫である信継に「甲
- ついては『多賀町史』上巻(五五○~五○四頁)を参照。(八一)小和田哲男『戦国史叢書八 近江浅井氏』二八七頁。勝楽寺城・八尾城に
- 稔男『古代中世の下之郷』三一頁)。 (八二) 桂城神社神輿裏書写には「多賀豊後守高忠八尾城主依被寵」とある(川並
- ける水利・土地利用システムの歴史地理的研究』七三~七六頁)を参照。上川扇状地と芹川中流域における水利の特質の比較」(『条里縁辺地域にお合う、赤田隼人正隆は家臣を引き連れ、八町城(豊郷町八町)へ移住し、「八四)『多賀町史』上巻、四二八~四三二頁。ただし、永正の頃(一五〇四~一五
- 一九七九年、七一二頁)。

 「八五)延文元年(一三五六)八月十八日付け足利尊氏御判御教書。金蓮寺は天明(八五)延文元年(一三五六)八月十八日付け足利尊氏御判御教書。金蓮寺は天明
- (八六) 『滋賀県の地名』日本歴史地名大系二五、七六二頁
- (八七)今谷明『守護領国支配機構の研究』三三頁の註(一〇四)
- (八八) 『群書類従』第二三輯、二九五頁

- 享七年時点での「多賀四郎右衛門尉」は高直である。

 「大郎で除の外は、守護代の給分と定むと伝う」とある。根拠は不明だが、永ので除の外は、守護代の給分と定むと伝う」とある。根拠は不明だが、永らして入部せしめ、大野郡石浦、岡、山田、河瀬、掛樋並益田郡歳入七箇(一四三五)六月二一日条に「京極持高、多賀四郎右衛門尉を飛騨国守護代(八九)岡村利平『飛騨編年史要』(住伊書店、一九二一年、一一一頁)の永享七年
- 二八五頁の註(十三)の(へ))。 二木氏は「とくけむ」は徳源であろうとする (二木謙一『中世武家儀礼の研究』
- (九一) 二木氏がいう『中世武家儀礼の研究』二六三頁)と、大一)二木氏がいう『中世武家儀礼の研究』二八五〜二八六頁の註(十三)の(へ)の人物にあたるとみられる。二木氏は前者を「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」をするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」をするが、「とくけん」を表表している。この人物である。一本氏は前者を「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とするが、「とくけん」とない。
- (九二) 『改訂史籍集覧』第十三冊、一一五頁

することによっても、うかがわれる。

- (九四) 『群書類従』第二一輯、七六頁
- (九五) 『群書類従』第二一輯、七六頁
- (九六) 『続群書類従』第十三輯上、三八八頁
- (九七)『近江坂田郡志』中巻、五〇二頁。『東浅井郡志』巻二、一三六頁。『改訂近
- 江国坂田郡志』二、三四六頁
- 政の軍役構成」『研究紀要』第三六・三七号、獨協中学校・高等学校、二〇(九八)奥村哲「豊臣期武将の軌跡」二一~三四頁。則竹雄一「羽柴秀吉家臣堀秀

二二年、一~三〇頁

- (九九) 『東浅井郡志』巻三、七四〇·七七一頁
- (一〇〇)『滋賀県中世城郭分布調査』五、五七頁
- 一九九〇年、七六~七七・三〇六~三〇七頁の図版番号九二の一~二)(一〇一)竹村誠「多賀左近館」(『滋賀県中世城郭分布調査』七、滋賀県教育委員会、
- (一〇二)『滋賀県中世城郭分布調査』五、五七頁
- (一〇四) 『群書類従』第二一輯、七六頁
- (一○五)『滋賀県中世城郭分布調査』七、三○六頁の図版番号九一の三。地元の伝(一○五)『滋賀県中世城郭分布調査』七、三○六頁の図版番号九一の三。地元の伝
- (一○六) 小鳥道裕『近江戦国誌 城と城下』新人物往来社、一九九七年、一三一頁
- (一○七) 小島道裕「尊勝寺城」『滋賀県中世城郭分布調査』七、七六頁
- 六年、二三~四二頁)の成立と構造を中心に−」(『城館史料学』第四号、城館史料会、二○○(一○八)藤岡英礼「豊臣期における農村部寺内の囲郭について−栗東市上鈎寺内
- (一○九)『群書類従』第二一輯、七六頁
- (一一〇)『改訂史籍集覧』第十三冊、一一六~一一七頁
- 一)『群書類従』第二一輯、七六頁
- 八郎五郎が「御敵首数多取」った、あるいは「首を取」った主要な人物一二)『改訂史籍集覧』第十三冊、一一七頁。ただし、ここにあげた諸氏は今井

をあげているにすぎない。

- 田浩司「大吉寺で憤死した浅井氏家臣(大橋安芸守」二二~二六頁)。(一一四)図4の⑧新居村(長浜市新居町)の大橋氏は大橋安芸守の子孫という(太
- (一一五)『滋賀県中世城郭分布調査』七、三○六頁の図版番号九一の三
- 二〇一五年、一一四・一六〇頁(一一六)『ふるさと伊部-小谷山の麓の旧城下町・宿場町』長浜市小谷伊部自治会、
- 一九七五年、七二~七六頁)。 一九七五年、七二~七六頁)。 一九七五年、七二~七六頁)。 出雲守家が拠った中野も舟運の拠点で「東浅井郡志』巻三、三四九~三五〇頁)、丸山港が営まれとの伝承がある(虎姫むかし話編集委員会『虎姫のむかし話』第二集、虎姫町教育委員会、る(虎姫むかし話編集委員会『虎姫のむかし話』第二集、虎姫町教育委員会、「一七)『島記録』に「但従戦場小谷へ入城、同八月十七日南浜ヨリ船二ノリスクー一七
- とある(一五四頁)。則ち、夜中信長御馬を出され、其夜御敵つきがせの城あけのき候なり」則ち、夜中信長御馬を出され、其夜御敵つきがせの城あけのき候なり、(一一八)『信長公記』天正元年八月八日条に「江北阿閉淡路守御身方の色を立て、

史料一覧(類別、五十音順)

(文書類)

阿波三田村文書(黒田惟信編『東浅井郡志』巻四、東浅井郡教育会、一九二七年)

一・(文明十八年)十月十一日付け京極材宗書状(四四八頁)

二・長享二年九月二五日付け下坂秀隆等連署奉書(四四八頁)

七・(享禄四年)四月十二日付け浅井亮政書状(四五〇頁

出雲大社文書(大社町史編集委員会『大社町史』史料編(古代・中世)上巻、一九

九七年、大社町)

化センター、一九九九年) 伊予佐々木文書(『戦国大名尼子氏の伝えた古文書-佐々木文書-』島根県古代文五八九・明徳三年閏十月九日付け玄紹打渡状(四九五頁、南北朝遺文六・五四七七)

二・永和五年三月八日付け足利義満袖判御教書(一四七頁)

上野文書(『東浅井郡志』巻四)

二・卯月二七日付け京極政経書状案(四〇頁

黄梅院文書(『東浅井郡志』巻四

一・永享十一年十二月十日付け堀忠清売地券(四五七~四五八頁

大林寺文書(『新修島根県史』史料篇1古代・中世、島根県、一九六六年

応永九年(一四〇二)十一月五日付け中原満親寄進状(四四五頁

永正十八年(大永元年)十二月二二日付け多賀経長寄進状(四四五~四四六頁)

小野家文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上巻)

八七七・三月二八日付け多賀経忠書状(六三五頁)

一〇〇五・五月二五日付け多賀経忠書状(六九四頁)

タベースによる。また同史料の「第○編第□冊」は「○の□」と略記する。勧修寺文書(『大日本史料』。同史料は東京大学史料編纂所HP大日本史料総合デー

以下、同じ)

延文五年十一月十九日付け多賀久直打渡状案(六の二三・二九四~二九六頁)

片岡文書(『東浅井郡志』巻四)

二・(永正十六年)四月六日付け細川高国書状案(三九八頁)

三・(大永七年)十月二二日付け細川高国書状案(三九八~三九九頁)

四・(大永七年)十月二二日付け細川高国書状案 (三九九頁)

来田文書(『大日本史料』)

長享二年八月三日付け多賀経家書状(八の二三・三三頁)

宮司公文抄所収文書(『東浅井郡志』巻四

三・(康正元年)十月十三日付け伊勢大宮司某書状(四七一頁)

金光寺文書(『東浅井郡志』巻四)

一・五月十七日付け京極高清入道宗意書状(六七~六八頁

金蓮寺文書(『大日本史料』)

延文元年八月十八日付け足利尊氏御判御教書(六の二○・六八六~六八七頁)

延文二年七月八日付け足利尊氏御判御教書(六の二一・三二〇~三二一頁)

沙々貴神社文書 (『東浅井郡志』巻四)

二・応永十五年十二月七日付け室町幕府御教書(二七九頁)

佐々木文書(『戦国大名尼子氏の伝えた古文書-佐々木文書-本文編』島根県古代

文化センター、一九九九年)

十 ・貞和三年十一月二一日付け足利尊氏袖判下文案 (二四頁)

十七・文和元年三月二〇日付け足利義詮袖判下文案(二六頁)

二四・文和三年四月八日付け足利尊氏袖判下文案(二八頁)

三六・延文四年六月十三日付け足利義詮袖判下文案(三二頁)

六一・明徳二年十二月二日付け足利義満袖判御教書案(三九~四〇頁)

一七三・十月十日付け足利義政御教書案(九七頁)

二〇一・十一月七日付け京極政高(政経)書状(一一九~一二〇頁)

二二二·(永正五年)十月二一日付宗済書状案宗(一二七頁)

島記録所収文書(小和田哲男「近江国坂田郡飯村 島記録」(『近江浅井氏』戦国史

叢書六、新人物往来社、一九七三年))

二・(天文四年)正月十二日付け多賀貞隆書状(二

上平寺文書(『改訂近江国坂田郡志』第六巻)

・天文七年九月十六日付け宗清・沙弥昌運連署書状(六〇頁)

称名寺文書 (『東浅井郡志』巻四)

十・(天正十年)七月朔日付けト真斎信貞書状(八一頁)

実相院東寺宝菩提院文書(尊経閣古文書纂、東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録

データベース(Hi-CAT)

一・長禄四年十一月二一日付け東寺雑掌宛書状(請求記号三〇七一・四三 – 一)

菅浦文書 (滋賀大学経済学部史料館『菅浦文書』下巻、滋賀大学日本経済文化研究所

一九六七年

七七一・菅浦庄訴状具書案(五六~五七頁)

惣持寺文書(『改訂近江国坂田郡志』第七巻)

四四・明応十年三月二三日付け中野妙蔵坊実証田地寄進状裏端書(九二頁

八九・十一月七日付け大橋清定書状(一三〇頁)

醍醐寺文書(東京大学史料編纂所『大日本古文書』家分け十九、醍醐寺文書之三・六、

東京大学出版会、一九六○年、一九六九年)

六○六・文安元年(一四四四)十二月三日付け京極持清連署奉書案(三・三三○頁))

一一四七・嘉吉元年十月三日付け京極持清連署奉書案(六・一四六頁)

大徳寺文書(東京大学史料編纂所『大日本古文書』家分け第十七、大徳寺文書之三・

東京大学出版会、一九七一年)

四

一二三六・寛正六年十一月十五日付け多賀清忠寄進状(三・一三八~一四一頁)

文明九年二月九日付け多賀秀長寄進状(三・一四一頁)

長享元年八月二一日付け幕府奉行人連署奉書(三・一三七頁)

八二四・文明十二年九月四日付け室町幕府奉行人奉書(四・三四九頁)

八二五・文明十二年九月四日付け室町幕府奉行人奉書(四・三五〇頁)

文明十一年八月十三日付け室町幕府奉行人奉書(四・三五〇頁)

多賀文書(『東浅井郡志』巻四

文明十二年三月二九日付け多賀直能寄進状(九九頁)

多賀大社文書(多賀大社叢書編修委員会『多賀大社叢書』文書編、多賀大社社務所、

カグ三年

一・正元元年十一月十七日付け北条義時書状(三頁)

三・文永六年十月七日付け両六波羅探題連署御教書(三頁)

九・嘉元二年十月二〇日付け鎌倉幕府御教書(八頁)

十一・元応二年七月十七日付け平時信披露状(九頁)

十二・元亨二年四月八日付け両六波羅探題連署御教書(九頁)

十三・嘉暦元年十二月二三日付け鎌倉幕府御教書(九~十一頁)

十四・嘉暦三年四月十二日付け鎌倉幕府下知状(十一頁)

十五・嘉暦四年二月二九日付け両六波羅探題連署下知状(十一~十二頁)

十六・元弘三年五月十四日付け五辻宮令旨(十二頁)

十七・建武三年二月十一日付け後醍醐天皇綸旨(十三頁)

十八・建武三年十月一日付け足利直義御教書(十三頁)

十九・建武三年十月一日付け足利直義御教書(十三頁)

二〇・六月二一日付け佐佐木道誉書状(十四頁)

二一・観応元年四月四月十六日付け佐々木道誉遵行状(十四頁)

二三・正平六年六月五日付け千種左馬頭御教書(十五頁)

三二・文正二年七月二日付け多賀大社所務渡算用状注進(二二~三〇頁)

多賀道吉氏所蔵文書(『大日本史料』)

天正十年八月二一日付け堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状(十一の三・三一九~三

二〇頁)

竹生島文書(『東浅井郡志』巻四)

三五・応永三四年七月二二日付け室町将軍家御教書(二〇二頁)

六一・文明二年十月十六日付け多賀直清書状(二〇七頁)

六二・文明二年十月十六日付け多賀直清書状(二〇七頁

七六・明応九年三月十二日付け浅井慶集・浅井直政連署寄進状(二一一頁)

七七・明応十年二月九日付け陽徳院惣充寄進状(二一一頁)

九六・大永八年六月八日付け多賀政忠書状(二一七頁

一二六・(永禄三年)十二月二六日付け多賀公清書状(四〇頁

東寺百合文書(京都府立京都学・歴彩館HP東寺百合文書WEB「東寺文書検索シ

ステム」

二函/三一・応永十年十月二日付け多賀性存打渡状・本紙(文書番1000040310000)

て函/十四/五・多賀性存打渡状・封紙(文書番号1000850140500)

て函/十四/十・京極高光書状・封紙(文書番1000850141000)

土佐若宮文書(『大日本史料』)

文明十八年九月十三日付け多賀宗直安堵状(八の十九・四九~五〇頁

豊臣秀吉文書(名古屋市博物館『豊臣秀吉文書集』一、二、五、二〇一五年、二〇

六年、二〇一九年)

六三六・(天正十一年)羽柴秀吉書状(一・二〇二頁、下之郷共済会所蔵文書)

一二八七・小牧長久手陣立書(二・一〇一頁、美濃加茂市民ミュージアム所蔵文書)

二八八・小牧長久手陣立書(二・一〇二頁、村瀬俊二氏所蔵文書)

一二八九・小牧長久手陣立書(二・一〇三頁、『思文閣古書資料目録三七』所収文書)

二九〇・小牧長久手陣立書(二・一〇四~一〇五頁、浅野文書)

一二九一・小牧長久手陣立書(二・一〇六頁、前田利同氏所蔵文書)

一二九二・小牧長久手陣立書(二・一〇七頁、有馬文書)

三〇二・小牧長久手陣立書(二・一二〇~一二一頁、秋田文書)

一三〇三・小牧長久手陣立書(二・一二二~一二三頁、護国八幡宮文書)

三〇四・小牧長久手陣立書(二・一二四~一二五頁、『思文閣古書資料目録一二八』

所収文書)

一三〇五・小牧長久手陣立書(二・一二六~一二七頁、浅野文書

三〇六・小牧長久手陣立書(二・一二八~一二九頁、浅野文書)

三〇七・小牧長久手陣立書(二・一三〇~一三一頁、大阪城天守閣所蔵文書)

三〇八・小牧長久手陣立書(二・一三二~一三三頁、下之郷共済会所蔵文書)

一三〇九・小牧長久手陣立書(二・一三四~一三五頁、『思文閣古書資料目録一八七』 所収文書

四八四・(天正十三年)七月六日付け豊臣秀吉朱印状(二・一八〇頁、三須文書)

五一九・(天正十三年)七月二七日付け豊臣秀吉朱印状(二・一九二頁、 備中山

崎家文書

三六七一・天正十九年四月二七日付け石田治部少輔宛蔵入目録 太郎氏所蔵文書、東京大学史料編纂所影写本) (五・三四頁、 林祝

難波八坂神社文書(『東浅井郡志』 巻四

三・天文五年三月三日付け大橋家久田地寄進状(一七六頁

四・文明二年五月十六日付け難波午頭天王寄進帳(一七七~一七九頁

日御碕神社文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上巻)

七四九・(康正二年)七月四日付け多賀高忠書状・包紙表上書 (五八〇頁

九六〇・十月十日付け多賀経忠書状(六七三頁)

九六一・蓬莱霊竹覚書(六七四頁

九六二・十月十八日付け京極政経書状(六七四頁)

九六三・十月十八日付け多賀経忠書状(六七四頁

九六五・七月二一日付け多賀経忠書状・包紙表上書(六七五頁

一〇〇四・(永正七年)四月十七日付け多賀経忠書状(六九三~六九四頁)

平岡家文書(『大社町史』史料編(古代・中世)上巻)

五八五・明徳三年十月八日付け隠岐守某施行状(南北朝遺文六・五四六七

平安遺文(『平安遺文』古文書編四、 Ħ, 一九七四年、 東京堂出版

六五二・長治三年三月八日付け日吉社交名注進(四・一五〇八頁、 山口光圓氏本

打聞集裏文書

六五三 ・近江国愛智郡雉供御人等解 (四・一五〇八~一五〇九頁、 山口光圓氏本

打聞集裏文書

九六二・保安三年三月二五日付け近江国司庁宣写 文書、 五・一七一四~一七一五頁)。 (書陵部本医心方小児部廿五裏

> 二三五〇・保延二年(一一三六)九月日付け明法博士勘文案 五・一九九〇~一九九 一頁 (書陵部所蔵壬生文書)

昔御内書符案所収文書 (『東浅井郡志』 卷四

三・(永正七年) 二月二三日付け足利義尹御内書 (五二五頁

山科家古文書(東京大学史料編纂所HP所蔵史料目録データベース(Hi-CAT)請求

記号三〇七一・六八-二三)

康正二年八月十七日付け近江守護奉行人連署奉書(下・七六~七七頁

六角氏文書 (村井祐樹編 『戦国遺文 佐々木六角氏編』東京堂出版、 二〇〇九年)

二四八・(大永五年)七月十八日付け永田高弘書状 (八八~八九頁、 朽木文書』)

三九五・(天文七年)十二月十日付け六角定頼書状写(一三〇頁

【日記類】

伊勢貞助記(『大日本史料』)

嘉吉元年九月十八日条綱文「山名持豊、 是日、義勝、之を伊勢貞国の邸に検す、廷臣等、幕府に参賀す」(七の九○七、 赤松満祐、及び安積行秀の頸を京都に送る、

七一八頁、稿本四三頁)。

園太曆(『大日本史料』)

観応二年七月二八日条(六の十五・一五二頁

蔭凉軒日録(『増補続史料大成』第二一·二二巻、 「蔭凉軒日録」巻一・二、臨川書店、

九七三年)

長禄三年九月二九日条(一・二二六頁)

文正元年閏二月七日条 (二・九六頁)

文正元年六月七日条(二・一四二頁)

文正元年八月一日条(二・一五六頁)

文明十七年四月十六日条(二・一九〇~一九四頁)

文明十八年七月二五日条 (二・三七二~三七三頁)

観応二年日次記(『続群書類従』第二九輯下・雑部(続群書類従完成会、一九七八年)

観応二年八月十一日条所収正平六年八月二日付け後村上天皇倫旨(三七二~三七三

頁

建内記(東京大学史料編纂所『大日本古記録 建内記』四、五、七、岩波書店、一

九七〇年、一九六二年、一九七六年)

嘉吉元年十一月二四日付け京極持清下知状(四・二四七頁

嘉吉三年三月二四日条(五・二二四頁)

文安四年二月十九日条(七・二五〇頁)

多聞院日記(辻善之助『多聞院日記』、一九六七年、角川書店

天正十五年五月七日条(四・七五頁)

親元日記(蜷川親元日記、『大日本史料』)

文明十年十月二二日条(八の十・八〇六~八〇七頁)

文明十年十月二五日条(八の十・八〇七頁)

文明十年十月二七日条(八の十・八〇七~八〇八頁)

文明十年十一月一日条(八の十・八〇八頁)

文明十年十一月八日条(八の十・八〇八~八〇九頁)

文明十三年三月二九日条(八の十三・一五五頁)

親元日記別録(『大日本史料』)

文明七年二月二四日条(八の八・一一二~一一三頁)

文明七年十二月十四日条(八の八・三七二頁)

文明十年六月六日条(八の十・四八三~四八四頁)

綱光公記(遠藤珠紀ほか「史料紹介 綱光公記-寛正三年暦記(一)-」『東京大

学史料編纂所研究紀要』第二二号、二〇一二年、東京大学史料編纂所)

寛正三年(一四六二)九月七日条(一七四頁)

東寺執行日記(『大日本史料』)

文明十七年八月二六日条(八の十七・五二三頁)

斎藤親基日記 (『大日本史料』)

文正元年十二月十一日条綱文「延暦寺衆徒、日吉社神輿を奉じて祇園社に拠り、

極持清の邸を襲はんとす。是日、火を失し、同社悉く火く」七の九〇八・

二二一頁、稿本十六頁

齋藤基恒日記 (『大日本史料』)

康正元年九月八日条綱文「幕府、畠山政長の部兵の首を六條河原に梟す」(七の九

八・五五頁、稿本六頁)

政覚大僧正記 (『大日本史料』)

文明十七年四月十五日条(八の十七・二四七~二四八頁

大乗院寺社雑事記(辻善之助『大乗院寺社雑事記』第十巻、角川書店、一九六四年)

寛正三年九月二一日条(三・二〇六~二〇七頁)

明応二年十月二二日条(十・三二七頁)

明応五年五月二七日条(十一・四四頁)

明応五年六月六日条(十一・四五~四六頁)

碧山日録(東京大学史料編纂所『大日本古記録 碧山日録』、岩波書店、二〇一三年)

寛正三年十月四日条(上・二一七頁)

雅久宿禰記(『大日本史料』)

邪ク行称語(『プトオリ米』)

文明十一年八月二一日条 (八の十一・六一五~六一六頁)

満済准后日記(『満済准后日記』 続群書類従完成会、一九七五年

永享六年十月一日条(下・六一五頁)

山科家礼記(飛騨民俗資料館『教言卿記・山科家礼記・大日本史料』一九七九年)

文明三年十月三日条 (三一頁)

【記録等】

教王護国寺文書 (赤松俊秀『教王護国寺文書』巻五、平楽書店、一九六四年)

五七五・康正三年一月二九日付け五方算用状(五四七頁)

金剛輪寺下倉米銭下用帳(『金剛輪寺下倉米銭下用帳』愛荘町教育委員会、二〇一〇

年)

京

清水寺再興勧進状・清水寺再興奉加帳(『東浅井郡志』巻四・五七五~五七六頁)

大学、二〇二三年、五七~五八頁)不動院-天文二十四年銘梵鐘の研究(一)」『人文学紀要』創刊号、追手門多賀大社梵鐘銘(天文二四年九月二〇日鋳造、西島太郎「近江尼子氏と多賀社本願

六二~一二四頁)料の収集とその総合的研究』高橋敏子(東京大学史料編纂所)、二○○五年、二○○四年度研究成果報告書概要『東寺における寺院統括組織に関する史東寺過去帳(馬田綾子「中世東寺の過去帳について」科学研究費助成事業報告書

完成会、一九八四年、二六三~二六八頁)天文三年浅井備前守宿所饗応記(『続群書類従』第二三輯下・武家部、続群書類従

八幡宮塔供養奉加帳(『東浅井郡志』巻四・五八四~五八五頁)

八幡宮奉加帳(『東浅井郡志』巻四・五八三~五八四頁

【著作・由緒書等】

続群書類従完成会、六六六頁) **大館常興書札抄**(諸大名被官少々校名之事、『群書類従』第九輯・雑部、一九八○年、浅見東陽宗春甲胄肖像賛(『続群書類従』第十三輯上·文筆部『幻雲文稿』所収、三八八頁)

公方様北少路殿へ御成時、高忠被召出、御さかつき被下時、進上申折紙注文就弓馬儀大概聞書(中原高忠聞書、『大日本史料』八の十八・九二六~九二七頁桂城神社神輿裏書写(川並稔男『古代中世の下之郷』三一~三二頁)

盃を与ふ」(片岡文書、『大日本史料』八の三・八四七~八四八頁)文明二年十二月二○日条綱文「義政、北小路第に臨み、多賀高忠を召して

春浦和尚金口説(『大日本史料』八の十八・九一二~十三頁)

従完成会、一九七八年(初版一九二七年)、五二一頁) 秀林居士寿像賛(『続群書類従』第十二輯下・文筆部『村庵小稿』所収、続群書類

千家古文書写・乙(『大社町史』史料編(古代・中世)上巻)相国寺供養記(『群書類従』第二四輯・釈家部、続群書類従完成会、一九八〇年、三三七頁将軍義政公大将御拝賀記(『松江市史』史料編3・古代・中世Ⅰ八八七~八八八頁)

草根集(和歌史研究会『私家集大成』明治書院、一九八六年)一〇七二・享禄二年五月五日付け国造千家高勝旧記(七四〇~七四一頁)

康正元年十一月二九日条(五・中世Ⅲ・八○八頁、九二の○一~九二の○五)

長禄二年七月十一日条(五・中世Ⅲ・八四八頁、一○の四五九~一○の四六四

中原高忠軍陣聞書(『群書類従』第二三輯・武家部、一九八〇年、二七七~二九六頁)多賀高忠画像問答(『大日本史料』八の十八・九一九~九二六頁)

委員会『多賀大社叢書』諸家篇一、多賀大社社務所、一九八三年、五頁)**敏満寺僧・同寺庄地頭代申詞記**(敏満寺事書、胡宮神社文書一、多賀大社叢書編修

龍宝山大徳寺誌(『大日本史料』八の十八・九一三頁)類従流鏑馬次第(中原高忠聞書、『大日本史料』八の十七・九二八~九二九頁)

【軍記・地誌等】

淡海木間攫(『近江史料シリーズ』五~七・淡海木間攫第一~三分冊、滋賀県地方

史研究家連絡会、一九八四、一九八九、一九九○年)

二六九~二八一頁) 二六九~二八一頁) 上冊、彦根市役所、一九六〇年、大洞弁天本地堂当国之古城主名札(『彦根市史』上冊、彦根市役所、一九六〇年、

一一四~一一七頁) 一四~一一七頁) 第十三冊、すみや書房、一九六八年、

海東諸国紀(田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波書店、一九九一年

花押藪(巻之四「五位」、国立国会図書館デジタルコレクション、請求番号八三九

の四〇)(https://dl.ndl.go.jp/info.ndljp/pid/2563339コマ番号三七/四五)

江北記(『群書類従』第二一輯・合戦部、続群書類従完成会、一九八八年

島記録(小和田哲男「近江国坂田郡飯村 島記録」(『近江浅井氏』戦国史叢書六、

新人物往来社、 一九七三年、二七六~三四九頁

太平記 (後藤丹治・岡見正雄 **『太平記』** 巻三、 日本古典文学大系三六、岩波書店、

信長公記 (奥野高広・岩沢愿彦 『信長公記』角川文庫二五四一、 一九六九年)

老人雑話・坤之巻(『雑史集』国民文庫刊行会、一九一二年、 四一七~四六七頁

【系図・絵図】

江州中原氏系図(『続群書類従』第七輯上・系図部、 続群書類従完成会、一九七七年,

三八~五二頁

寬永諸家系図伝中原姓多賀系図 (『寛永諸家系図伝』第十四、 続群書類従完成会、

九九二年、二〇七頁

寬政重修諸家譜中原氏多賀系図(『新訂寬政重修諸家譜』第十一、続群書類従完成会、

九六五年、 一七四頁

中昔京師図 (宝暦三年編、 国立国会図書館HPデジタルコレクション請求記号貴九

の六一コマ番号三)

【図の出典】

図 1 筆者作成

図 2 筆者作成。 ベース図は、大日本帝国陸地測量部二万分一地形図彦根近傍五号

芹谷村」、 同六号「大滝村」の一部、 同十五号「高宮」 _ の _ 部 同十六号「愛

知川 の一部、 一八九三年測量、一八九五年製版

図 3 筆者作成。 および『古代・中世の下之郷』所収「下之郷地籍図」の一部を編集 『滋賀県中世城郭分布調査』 五、一五八頁の図面番号二六の一 部

図 筆者作成。ベース図は、 「速水村」 0) 部、 八九三年測量、 大日本帝国陸地測量部二万分一地形図彦根近傍十二 一八九五年製版

図 5 九 筆者作成。 および三〇六頁の図版番号九一の三を合成編集 ベース図は 『滋賀県中世城郭分布調査』七、三〇四頁の図版番号

【史料1】 天正十年八月二一日付け

堀秀政・多賀政勝連署領知宛行状 (多賀道吉氏所蔵文書)

(能御隠居分之事

上郷下郷段銭雑事銭 五十貫文 拾貫文

西明寺反銭 百貫文

霊松庵并大陽寺領 富尾宇治米 七拾石 人员 拾三石五斗

八尾米

上郷地頭職

池寺十坊分 上郷市村分

中間十人計、人足十四五人有之、

人足十人計有之、

赤田方より買地分 八重練沽却銭 八拾百参 黄石 大石

一円小林段銭

金蓮坊分

九拾石 人足六七人有之、

北安孫子之内兵衛大夫分

百石

合八百石者

天正十年

八月廿一 日

高頭

堀久太郎 秀政 (花押)

多賀源千代

政勝 (花押

多賀新左衛門尉殿

【史料2】『江北記』(『群書類従』第二一輯、 七八頁

多賀こかく、次とくけむ出雲事也、多賀豊後聟也、其次大成兵衛 四郎にて於月瀬生害、其次正雲四郎右衛門事、 て八月十三日内保合戦にて討死也 其頃四郎右衛門に

【史料3】大永八年六月八日付け多賀政忠書状 (竹生島文書九六)

儀候也、恐々謹言 竹生島神領並諸役免除之事、 親候者勝直任成敗之旨、不可有相違之

大永八

六月八日

政忠 (花押)

年行事御坊

【史料4】寛正六年十一月十二日付け多賀清忠寄進状

(大徳寺文書一二三六)

清泉寺々領所、事

所 出雲国嶋根郡長田郷内市成村

同国能義郡内赤江郷地頭分

近江国犬上郡清水新庄内買得分田地五町

同国浅井郡内尊勝寺領家分

同国北郡湯次上庄内三田村

之人間、清忠跡不可持、巨細別紙以一書認進者也、守彼事書旨、可 孫ゝ、不可成綺、如此堅申定処、万一於子孫中成其妨者、可為不孝 被加下知、仍為後証寄進状如件 右彼所、為寺領相副本文書、令寄附也、然間、此在所等、至于子、

寛正六年西十一月十二日

清泉寺住持春浦和尚

清忠 (花押

【史料5】長享元年八月二一日付け室町幕府奉行人連署奉書

(大徳寺文書一二三六)

浅井庄尊勝寺領家分等事、代官入部云々、早退違乱族、沙汰居庄家、 可被全所務、更不可有遅怠之由、 養徳院領近江国犬上郡西今村庄·同清泉寺領同国清水庄内五町田并 被仰出候也、仍執達如件、

長享元

八月廿一日

長秀 宗勝 (花押) (花押)

清房 (花押)

多賀新左衛門尉殿

【史料6】天正十二年六月二六日付け堀秀政領知宛行状(多賀文書) **『大日本史料』第十一編第三冊、五八八頁)**

可召遣候、恐々謹言、 宛行候、全可有領知候、以右之内、別紙目録之通令支配、即彼給人 千五百石小野庄、千石尊勝寺、三田村、五百石田根庄内、合参千石

天正拾貳年

六月廿六日

多賀源介殿

左衛門督

秀政 (花押)

【史料7】(天正十年)七月朔日付け卜真齋書状(称名寺文書十)

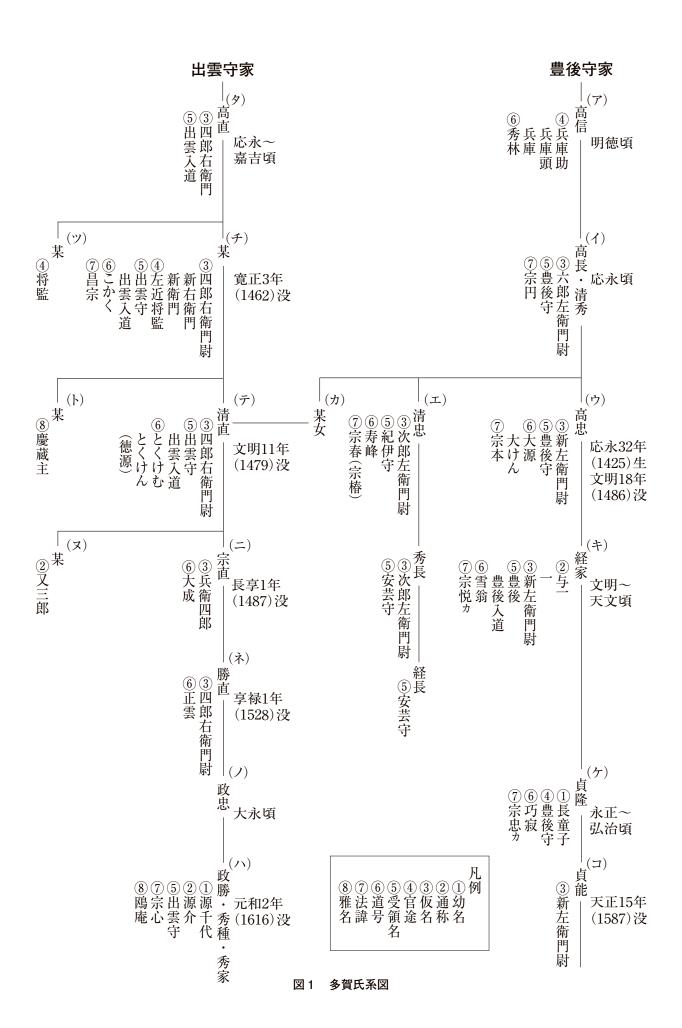
新儀被申付候、向後可有御才判候、為其懇ニ加筆候て可申入之由、拾余石並被官衆諸役免除之事、同多賀古屋敷与西之明屋敷貳ヶ所、 折紙被進之候、依被取紛、於委曲従我等能々可申入由候、御寺領六 今度筑前守足弱衆之儀、御馳走ニ付而、御帰住之事、可為如前之旨、 被申付候條、 如此候、恐々謹言

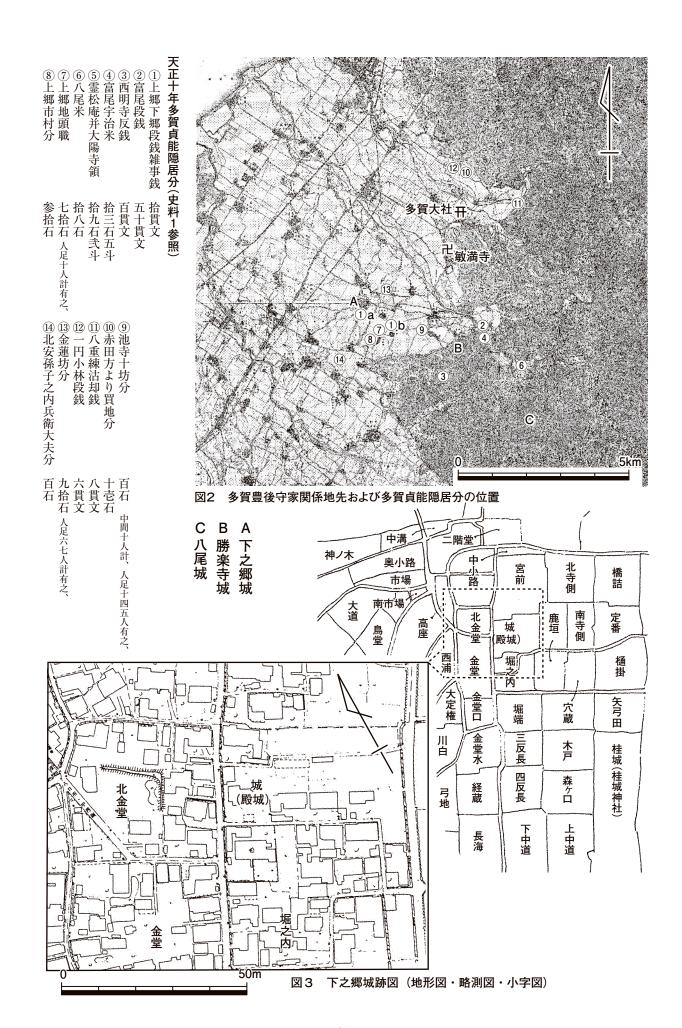
七月朔日

尊勝寺之

称名寺

信貞(花押)





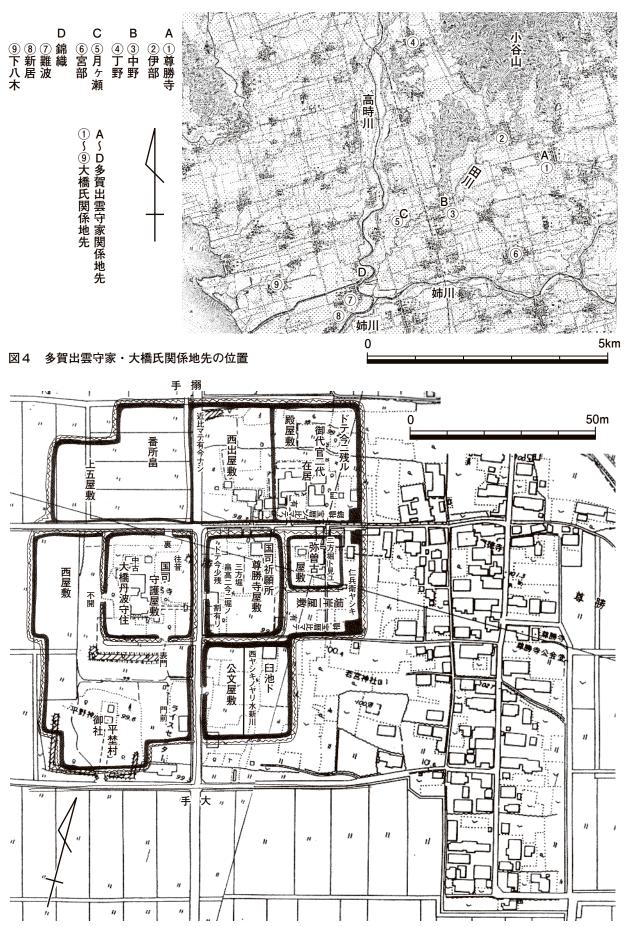


図5 尊勝寺城跡図(地形図・略測図・絵図)

研究紀要 第四十号 滋賀県立琵琶湖文化館

発 行 令和六年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

刷 大津紙業写真印刷株式会社

印